1　手数料の納付についての注意

1）各申請手数料については、納付する前に必ず各担当による下見審査を終えること。
2）納付書の建築主氏名欄には必ず建築主名を記入すること。なお、代理人名を記載しなければならない場合は、建築主名を記入したうえ、括弧書きにして記入すること。
3）床面積算定について再度点検し、誤納のないようにすること。
4）建築確認申請、中間検査申請及び完了検査申請に係る手数料は、申請部分の床面積に対応する手数料額であることを確認すること。
5）工事種別が用途変更、大規模の模様替、大規模の修繕、移転の場合は、申請部分の床面積の 1/2 に相当する面積に対応する金額が手数料額となる。
　なお、納付書の延・対象面積欄の記載は、申請部分の 1/2 に相当する面積であることがわかるようにする。
　（例）１００㎡／２＝５０㎡
6）計画変更確認申請の場合の手数料額については、原則として建築審査課建築審査担当が計画変更確認申請手数料額算定票を作成することにより手数料額を算定するので、その後に納付すること。
　なお、納付書の延・対象面積欄の記載は、申請部分の 1/2 に相当する面積であることがわかるようにする。
　（例）１００㎡／２＝５０㎡
7）Ｓ造、ＲＣ造の中間検査においては当該建築物の建築面積に相当する面積に対応する金額が手数料額になる。
8）仮使用認定申請手数料は、建築審査課建築審査担当で事前相談してから納付すること。
9）仮設許可等の申請手数料等は、建築審査課建築審査担当で事前相談してから納付すること。
10）開発指導課における許可申請手数料については、開発審査担当、宅地規制担当、盛土規制担当のそれぞれで専用の納付書により納付すること。
11）開発指導課開発審査担当にあっては領収書の写しを、宅地規制担当、盛土規制担当にあっては納付済証明書をそれぞれ許可申請書に添付すること。
12）建築指導課所管の許認可については建築指導課各担当と事前相談を行いそれぞれ専用の納付書で納付し、納付証明書を許認可申請書に添付すること。

注）次ページの例は、建築審査課（建築確認申請等添付）用であり、許可・認定申請の場合には、各課のそれぞれの納付書を使用すること。

2　手数料の還付について

既納の手数料は原則不還付。
ただし、条例第２０条のただし書きに該当するかは各課担当者に相談すること。

名古屋市

原　　符㊟

年度	加入者	名古屋市	00850 3－960406

※

建築主氏名

様

会計	一般会計
科目	建築審査手数料
金額	※　円
ただし	延・対象面積　※　㎡
種別	※　確認・計画変更・中間検査・完了検査
工事種別	※　新、増、改、移転、用途、模様替、修繕、
昇降機、工作物	※　基

上記のとおり納付します。

日計	
口数	金額
主管	住宅都市局建築指導部建築審査課

（金融機関保管）

※印欄を記入し、金額頭部にYをつけてください。

名古屋市

納付済通知書㊟

年度	加入者	名古屋市	00850 3－960406

※

建築主氏名

DC	収入区分	年度	科目コード	
5	2 0 2		0 0 5 7 7	様納

納付金コード	調定年月日
0 8 1 1 9 2 0 0 0	

会計	一般会計
科目	建築審査手数料
金額	※　円
ただし	延・対象面積　※　㎡
種別	※　確認・計画変更・中間検査・完了検査
工事種別	※　新、増、改、移転、用途、模様替、修繕、
昇降機、工作物	※　基

上記のとおり通知します。	領収日付印
指定金融機関名　（取りまとめ店）→ 三菱UFJ銀行 東海公務部	
ゆうちょ銀行取りまとめ店　名古屋貯金事務センター（〒469－8794）	

主管コード	1 1 0 1 2 5	住宅都市局建築指導部建築審査課	00

（名古屋市保管）

R2.2

名古屋市

納付書兼領収書㊟

年度	加入者	名古屋市	00850 3－960406

※

建築主氏名

様

会計	一般会計
科目	建築審査手数料
金額	※　円
ただし	延・対象面積　※　㎡
種別	※　確認・計画変更・中間検査・完了検査
工事種別	※　新、増、改、移転、用途、模様替、修繕、
昇降機、工作物	※　基

上記のとおり領収しました。	領収日付印
納付場所 納付済証明書の裏面を参照してください。	
主管	住宅都市局建築指導部建築審査課

（本人保管）

この領収書は、名古屋市の収納機関の領収日付印がないと効力を生じませんからご注意ください。

この証明書の裏面に名古屋市の収納機関の領収日付印がないと効力を生じませんのでご注意ください。

名古屋市

納付済証明書㊟

年度	加入者	名古屋市	00850 3－960406

※

建築主氏名

様

会計	一般会計
科目	建築審査手数料
金額	※　円
ただし	延・対象面積　※　㎡
種別	※　確認・計画変更・中間検査・完了検査
工事種別	※　新、増、改、移転、用途、模様替、修繕、
昇降機、工作物	※　基

上記のとおり証明します。

主管	住宅都市局建築指導部建築審査課

（建築確認等申請書添付用）

2　確認申請書の面積、建蔽率等の記入方法

この記入方法は、確認申請書（建築物）の注意事項等を補足するものです。

計算の結果、端数がある場合の切り捨て・切り上げの処理は下表を参考にし、不利側で処理してください。また、厳格な判断を必要とする場合は、さらに詳細な表記が必要になります。

	事　項	単位	小数点以下桁数	備　考
（第三面）	【６．道路】			
	【ｲ．幅員】	m	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾛ．敷地と接している部分の長さ】	m	第２位まで	第３位切り捨て
	【７．敷地面積】			
	【ｲ．敷地面積】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾊ．法第 52 条第１項２項…容積率】 【ﾆ．法第 53 条第１項…建蔽率】	%		
	【ﾎ．敷地面積の合計】	㎡	第２位まで	【ｲ．敷地面積】の合計
	【ﾍ.敷地に…延べ面積を敷地面積…数値】 【ﾄ.敷地に…建築面積を敷地面積…数値】	%	第２(1)位まで	加重平均を算定した場合は、第３(2)位切り捨て
	【10．建築面積】			
	【ｲ．建築物全体】	㎡	第２位まで	第３位切り上げ
	【ﾛ．建蔽率の算定の…となる建築面積】	㎡	第２位まで	第３位切り上げ
	【ﾊ．建蔽率】	%	第２(1)位まで	第３(2)位切り上げ
	【11．延べ面積】			
	【ｲ．建築物全体】	㎡	第２位まで	（第四面）【12.ﾛ．合計】欄の数値の全棟の合計
	【ﾛ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾊ．エレベーターの昇降路の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾆ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾎ．認定機械室等の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾍ．自動車車庫等の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾄ．備蓄倉庫の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾁ．蓄電池の設置部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾘ．自家発電設備の設置部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾇ．貯水槽の設置部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾙ．宅配ボックスの設置部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ｦ．その他の不算入部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾜ.住宅の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ｶ.老人ホーム等の部分】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾖ．延べ面積】	㎡	第２位まで	第３位切り捨て
	【ﾀ．容積率】	%	第２(1)位まで	第３(2)位切り上げ
	【13．建築物の高さ等】			
	【ｲ．最高の高さ】	m	第３位まで	
（第四面）	【９．高さ】			
	【ｲ．最高の高さ】	m	第３位まで	
	【ﾛ．最高の軒の高さ】	m	第３位まで	
	【12．床面積】			
	【ｲ．階別】	㎡	第２位まで	合計を【ﾛ．合計】に合わせて各階を調整する
	【ﾛ．合計】	㎡	第２位まで	第３位切り上げ

				数値の全棟の合計は（第三面）【11.ｲ】欄の申請部分の合計
	【16．居室の床の高さ】	m	第２位まで	

（第五面）	【3．柱の小径】	ｃｍ	第１位まで	
	【4．横架材間の垂直距離】	m	第３位まで	
	【5．階の高さ】	m	第３位まで	
	【6．天井】			
	【ｲ．居室の天井の高さ】	m	第３位まで	
	【7．用途別床面積】			
	【ｲ】～【ﾍ】	㎡	第２位まで	合計を（第四面）【12．ｲ】欄に合わせて各用途を調整する
（第六面）	【2．延べ面積】	㎡	第２位まで	第３位切り上げ
	【3．建築物の高さ等】			
	【ｲ．最高の高さ】	m	第３位まで	
	【ﾛ．最高の軒の高さ】	m	第３位まで	

（注）小数点以下桁数欄及び備考欄中かっこ内は、建築確認申請書作成プログラム（ＦＤ申請）による自動計算を用いた場合の取扱いであり、これによる場合も可とする。

Ⅰ　確認手続・事務処理関係

３　ＯＣＲ票

細則第３条第１項の特定行政庁が別に定める OCR 票は以下の通りとする。

①　建築物（第１号様式）
②　工作物（第２号様式）
③　昇降機（第３号様式）

第１号様式

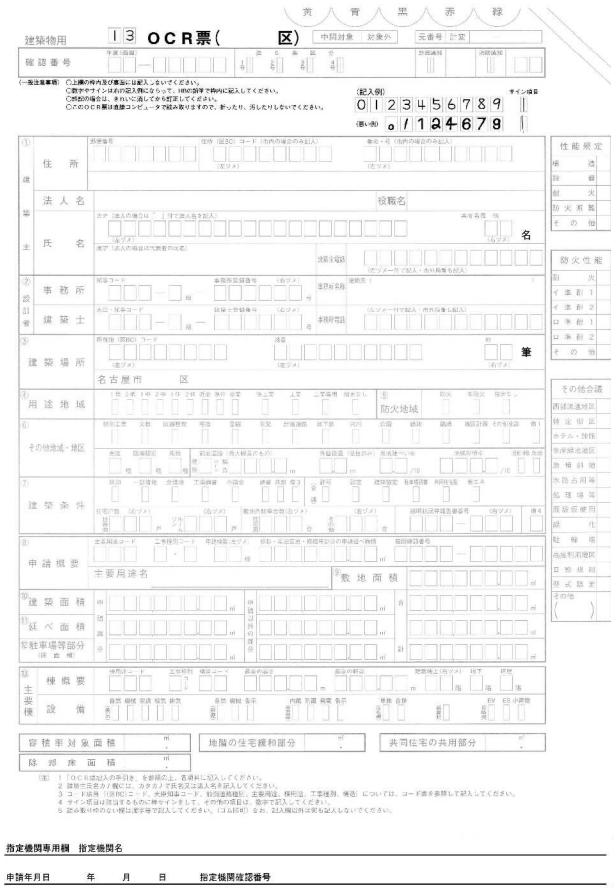

第２号様式



第 3 号様式

昇降機用　13　OCR票(　　区)昇

元番号　計金

確認番号　年度（西暦）　昇降機　計算通知

（一般注意事項）○上部の枠内及び裏面には記入しないでください。
○数字やサインは右の記入例にならって、HBの鉛筆で枠内に記入してください。
○右記の場合は、あれいに直してから訂正してください。
○このOCR票は直接コンピュータで読み取りますので、折ったり、汚したりしないでください。

（記入例）　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9　サイン法則
（誤り例）　0 1 1 2 4 6 7 9

① 建築主	住所	郵便番号	住所（RIC）コード（市内の場合のみ記入）（右ツメ）　基本・号（市内の場合のみ記入）（右ツメ）
	法人名		役職名
	氏名	カナ（法人の場合は「　」付で法人名を記入）（左ツメ）　氏名等	名（左ツメ）
		漢字（法人の場合は代表者の氏名）（ゴム使用）	建築主電話（ゴムメートで記入・市外局番も記入）
② 設計者	事務所	対象コード　地　市府内登録番号（右ツメ）　事務所記載（ゴム使用）	連絡先（　）
	建築士	大臣・知事コード　地　建築士登録番号（右ツメ）　事務所電話	（右ツメ一件で記入・市外局番も記入）
③ 建築場所		所在地（RIC）コード（右ツメ）　地番（左ツメ）	氏（右ツメ）　筆
		名古屋市　区	

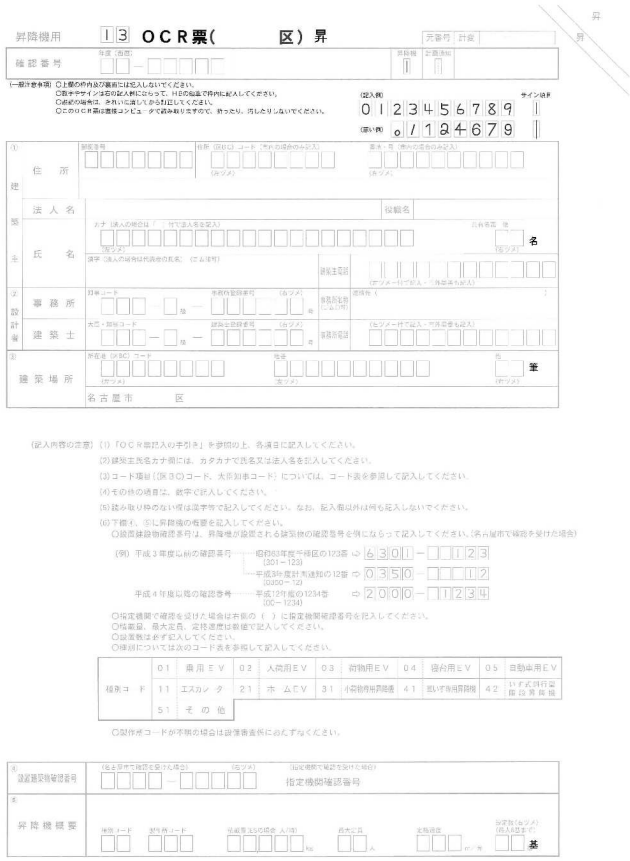

（記入内容の注意）（1）「OCR票記入の手引き」を参照の上、各項目に記入してください。
（2）建築主氏名カナ欄には、カタカナで氏名又は法人名を記入してください。
（3）コード項目（例3○）コード、大臣知事コード）については、コード表を参照して記入してください。
（4）その他の項目は、数字で記入してください。
（5）読み取り枠のない欄は漢字等で記入してください。なお、記入欄以外は何も記入しないでください。
（6）下欄イ、ⓒに昇降機の概要を記入してください。
○設置建設物確認番号は、昇降機が設置される建築物の確認番号を例にならって記入してください。（名古屋市で確認を受けた場合）

（例）平成3年度以前の確認番号 ― 昭和63年度所轄区の123番 ⇨ 6 3 0 1 ― 1 2 3（301－123）
― 平成3年度計画通知の12番 ⇨ 0 3 5 0 ― 1 2（0350－12）
平成4年度以降の確認番号 ― 平成12年度の1234番 ⇨ 2 0 0 0 ― 1 2 3 4（00－1234）

○指定機関で確認を受けた場合は右側の（　）に指定機関確認番号を記入してください。
○積載量、最大定員、定格速度は数値で記入してください。
○設置数は必ず記入してください。
○種別については次のコード表を参照して記入してください。

種別コード	01	乗用ＥＶ	02	人荷用ＥＶ	03	荷物用ＥＶ	04	寝台用ＥＶ	05	自動車用ＥＶ
	11	エスカレータ	21	ホームＥＶ	31	小荷物専用昇降機	41	抵いず専用昇降機	42	いず式旧行型指定昇降機
	51	その他								

○製作所コードが不明の場合は設置審査所におたずなください。

④ 設置建築物確認番号	（名古屋市で確認を受けた場合）（右ツメ）　（指定機関で確認を受けた場合）指定機関確認番号	
⑤ 昇降機概要	種別コード　製作所コード　定格速度（3.5の場合 入/時）kg　最大定員 人　定格速度 m/分　設置数（右ツメ）（同人は基本で）　基	

指定機関専用欄　指定機関名

申請年月日　　年　月　日　指定機関確認番号

4　確認申請書及びＯＣＲ票の用途コード

建築確認申請書及びＯＣＲ票の用途コードは、次のとおりです。
建築確認申請書に記載するコードは、「区分コード」表のコードを、ＯＣＲ票に記載するコードは、「コード」表のコードをそれぞれ記入してください。
用途コードが不明の場合は、各担当者にお尋ねください。

「コード表」（ＯＣＲ票に記載）

法別表第１に掲げられていない用途（1）
１００　専用住宅
１１０　併用住宅
１１１　併存住宅
１２０　長屋（専用住宅）
１２１　長屋（併用住宅）
１３０　事務所
１３１　事務所（駐車場付）
１３２　事務所（店舗等付）
１３３　銀行
１３４　研修所（宿泊無）
１４０　店舗（物販店を除く）
１４１　ガソリンスタンド等
１５０　工場・作業場
１５１　貸工場
１５２　研究所・試験所・検査所
１６０　神社・寺院・教会
１６１　公民館・集会所
１７０　文化・音楽教室
１７１　塾
１７２　囲碁・将棋の会所
１７３　医院・診療所・施術所
１７４　動物病院等
１８０　巡査派出所
１８１　公衆便所
１８２　郵便局
１８３　その他公益施設
１８４　公衆電話所
１８５　税務署
１８６　警察署
１８７　保健所
１８８　消防署
１８９　官公庁（事務所）
１９０　その他の一般建築物

法別表第１に掲げられていない用途（2）
８００　駅
８０１　バスターミナル
８０２　料金所等
８１０　地下街
８２０　畜舎
８２１　堆肥舎
８２２　増殖場・養殖場
８３０　卸売市場
８３１　火葬場
８３２　と畜場
８３３　汚物処理場・ごみ焼却場
８３４　その他処理施設
８４０　発電所・変電所
８５０　上空通路
８５１　アーケード
８６０　展望台
８９０　その他建築物

別表第１（二）号に掲げる用途
２００　共同住宅
２０１　共同住宅（駐車場付）
２０２　共同住宅（店舗等付）
２１０　寮
２１１　寄宿舎
２２０　ホテル
２２１　旅館
２２２　簡易宿泊所
２２３　下宿
２２４　研修所（宿泊有）
２３０　病院・診療所（患者の収容施設有）
２４０　老人ホーム
２４１　老人福祉施設
２４２　児童福祉施設（保育園・託児所）
２４３　その他福祉施設
２４５　助産所
２９０　その他(二)号関係建築物

法別表第１（三）号に掲げる用途
３００　幼稚園
３０１　小学校
３０２　中学校
３０３　高校
３０４　大学
３０５　専修学校
３０６　各種学校
３０７　特別支援学校
３０８　高等専門学校
３１０　体育館・武道館（観覧席無）
３１１　ボーリング場
３１２　スキー・スケート場
３１３　水泳場（プール）
３１４　スポーツ練習場
３２０　博物館・水族館
３２１　美術館
３２２　図書館
３９０　その他(三)号関係建築物

法別表第１に掲げられていない用途（附属家）
９００　物置・土蔵・納屋
９０１　自転車置場
９０２　機械室・ポンプ室
９０３　便所
９０４　管理人室
９０５　守衛所・詰所
９０６　茶室
９０７　離れ
９９０　その他の附属棟

法別表第１（四）号に掲げる用途
４００　百貨店
４０１　スーパーマーケット
４０２　市場
４０３　物品販売店舗
４１０　料理店
４１１　飲食店
４２０　キャバレー・バー等
４２１　ディスコ・ダンスホール
４２２　パチンコ
４２３　麻雀屋
４２４　ゲームセンター・射的場
４２５　カラオケルーム
４２６　遊技場（その他）
４３０　公衆浴場
４３１　サウナ
４３２　健康ランド
４３３　特殊浴場
４４０　展示場・ショールーム
４４１　モデルルーム
４９０　その他(四)号関係建築物

法別表第１（五）号に掲げる用途
５００　倉庫（自家用）
５０１　貸倉庫
５０２　倉庫業を営む倉庫
５０３　危険物倉庫・燃料庫
５０４　配送センター
５０５　荷さばき場
５９０　その他(五)号関係建築物

法別表第１（六）号に掲げる用途
６００　車庫
６０１　機械式駐車場
６０２　自動車修理工場
６０３　自動車教習所
６０４　映画・テレビスタジオ
６０５　駐輪場
６９０　その他(六)号関係建築物

法別表第１（一）号に掲げる用途
７００　劇場・演芸場
７０１　映画館
７０２　観覧場・野球場・競技場
７０３　体育館・プール等（観覧席付）
７０４　公会堂
７０５　集会場・各種ホール
７０６　結婚式場・葬祭場
７０７　その他興行場
７９０　その他(一)号関係建築物

「区分コード」（建築確認申請書に記載）

用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08010	一戸建ての住宅	08340	工場（自動車修理工場を除く。）	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08020	長屋	08350	自動車修理工場		
08030	共同住宅	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの		
08040	寄宿舎				
08050	下宿	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの				
08070	幼稚園	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08470	事務所
08080	小学校			08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08082	義務教育学校	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08490	自動車車庫
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校			08500	自転車駐車場
				08510	倉庫業を営む倉庫
08100	特別支援学校			08520	倉庫業を営まない倉庫
08110	大学又は高等専門学校			08530	劇場、映画館又は演芸場
08120	専修学校	08400	ホテル又は旅館	08540	観覧場
08130	各種学校	08410	自動車教習所	08550	公会堂又は集会場
08132	幼保連携型認定こども園	08420	畜舎	08560	展示場
08140	図書館その他これに類するもの	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08570	料理店
08150	博物館その他これに類するもの			08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08152	美術館その他これに類するもの	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗		
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの			08590	ダンスホール
		08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの。専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの				
08180	保育所その他これに類するもの				
08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）				
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）				
08210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08610	卸売市場
				08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
				08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
		08452	食堂又は喫茶店		
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0．75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0．75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）			08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0．75キロワット以下のものに限る。）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）				
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）				
08260	病院				
08270	巡査派出所				
08280	公衆電話所				
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設				
08300	地方公共団体の支庁又は支所			08990	その他
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家				
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設				

08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの			

5　念書・委任状等

次に掲げる事項に該当する場合は、確認申請書の正本・副本に念書等を添付することをお願いしています。

1　私道（建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号）に関する念書

敷地が、建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号に規定される道に該当する私有道路に接する場合、建築基準法上の道路として取り扱われるものであっても、民事的な事柄については、建築主の責任において処理しなければならないことを確認するために添付していただくものです。

2　建築確認済証・検査済証等の受領等に関する委任状

確認済証及び副本の受領、検査済証の受領等に関して建築主が設計者等に委任する場合に添付していただくものです。押印については、委任者・受任者間で要否を判断してください。

3　その他

上記のほか、機械製作工場等における防火区画に関する緩和の特例を適用する場合や、排煙設備の緩和の特例を適用する場合の緩和願や避難安全検証法を適用した建築物に関する念書などがあります。

念　　書

年　　月　　日

名古屋市建築主事　あて

建築主　住　所

氏　名　　印

この度、確認申請書を提出するにあたり、敷地（位置　名古屋市　　区　　）の前面道路が私有道路であるので調査したところ、この道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号に定める道路に該当するものであります。

つきましては、この道路の使用に伴う下記事項については、すべて建築主の責任において処理いたしますので、念のため申し添えます。

記

1　この道路の使用に伴い民事上の問題等が生じた場合は、すべて建築主の責任において解決します。

2　浄化槽及び家庭排水については、側溝等により近隣に支障のないよう処理します。

3　道路境界にはU字溝等を布設し、境界を明確にします。

（任意書式）（参考）

委　　任　　状

年　　月　　日

名古屋市建築主事　あて

建築主　住　所

氏　名　　（印）

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に基づく手続き（建築主事から交付される文書の受領を含む。）等に関する一切の権限を委任します。

記

1　申請の区分

□　建築確認
□　中間検査
□　完了検査

2　申請する建築物等

□　建築物
□　建築設備
□　工作物

3　建築場所、設置場所又は築造場所

6　不適合建築物に関する報告書の記入例

準住居地域における家具製造工場（基準時不適格）の増築・除却・用途変更を伴う場合

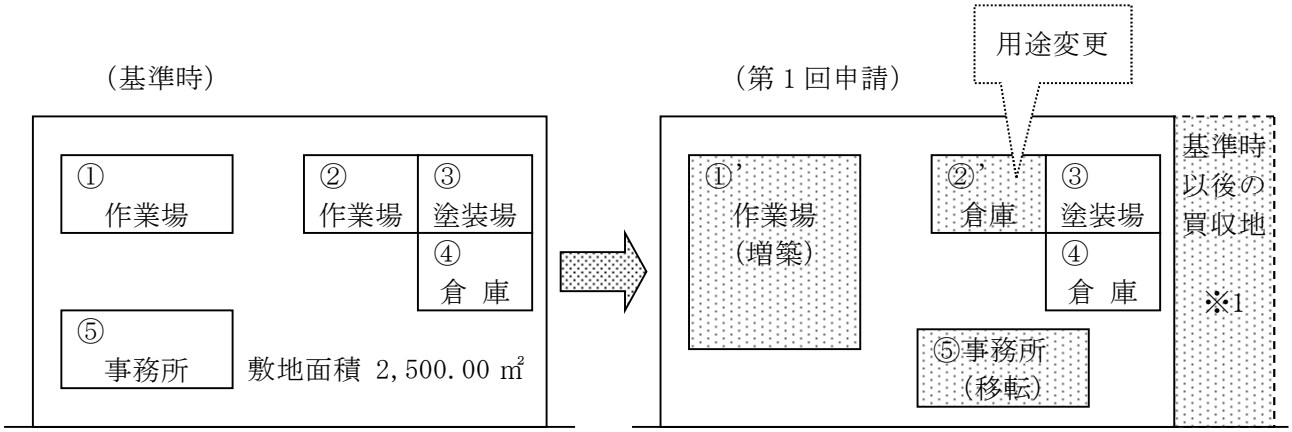

（基準時及び本工事に係る床面積・原動機等の増減一覧）

	不適合部分	適合部分	計	不適合の事由
基　準　時	㎡ ①　作業場（1Ｆ）　300.00 ②　作業場（1Ｆ）　150.00 　　作業場（2Ｆ）　150.00 ③　塗装場（1Ｆ）　200.00	㎡ ④　倉　庫（1Ｆ）　400.00 ⑤　事務所（1Ｆ）　300.00 　　事務所（2Ｆ）　300.00		丸鋸 5台×4.5kW 電気カンナ 3台×3kW 合計　31.5kW
基準時の延べ面積	800.00	1,000.00	1,800.00	
第１回申請 （基準時に対する床面積の増減）	①　作業場（除却）－300.00 ①’作業場（増築）＋650.00 ②’作業場（用途変更） 1Ｆ　－150.00 2Ｆ　－150.00	⑤　事務所（移転） ②’倉庫（用途変更） 1Ｆ　＋150.00 2Ｆ　＋150.00		電気鋸 4台×1.5kW を増設
第１回申請後の延べ面積	※2 850.00 （＋50.00）	1,300.00 （＋300.00）	※2 2,150.00	合計　37.5kW

※1　不適格建築物として緩和を受ける場合は、基準時の敷地内におけるものとなっているため、買収地を含めることはできない。また、増築後における容積率、建蔽率は、基準時の敷地内において規定に適合すること。（令第１３７条の７第一号）

※2　第１回申請後の延べ面積は、不適合部分及び〔不適合＋適合〕部分の合計について、それぞれ基準時における床面積の１．２倍を超えないこと。さらに、原動機の出力についても同様に１．２倍を超えないこと。（令第１３７条の７第二号～第四号）

（不適合部分・・・・　800.00 ㎡×1.2＝　960.00 ㎡ ＞　850.00 ㎡　OK
不適合＋適合・・・1,800.00 ㎡×1.2＝2,160.00 ㎡ ＞ 2,150.00 ㎡　OK
（原動機の出力）31.5kW×1.2＝37.8kW ＞　37.5kW　OK）

第８号様式

不適合建築物に関する報告書＜記入例＞

〇年〇月〇日

（あて先）名古屋市建築主事

〈建築主が報告者〉

報告者　住所　名古屋市〇区〇△町１丁目〇番地
氏名　名古屋　太郎

（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

名古屋市建築基準法等施行細則第３条第２項第４号の規定により、基準時不適合建築物について報告します。

１　建築主住所氏名	名古屋市〇区〇△町１丁目〇番地 名古屋　太郎　　電話（052）123-4567			
２敷地の位置	(1) 地名地番	名古屋市〇〇区〇△町１丁目〇番		
	(2) 用地地域	準住居地域	(4) その他の区域、地域、地区、街区	
	(3) 防火地域	準防火地域		
３　主要用途	家具製造工場		４　不適合該当条項	法第48条第７項

５基準時		敷地面積	建築面積	延べ面積 不適合部分	延べ面積 適合部分	延べ面積 計
	平成８年５月31日	2,500 ㎡	1,350 ㎡	800.00 ㎡	1,000.00 ㎡	1,800.00 ㎡
	緩和による床面積の最高限度			960.00 ㎡		2,160.00 ㎡

６本工事の床面積					
前回申請年月日	増築・改築	㎡	㎡	㎡
	除却	㎡	㎡	㎡
	用途の変更	㎡	㎡	㎡
	前回申請後の延べ面積	㎡	㎡	㎡
今回申請〇年〇月〇日	増築・改築	＋650.00 ㎡	— ㎡	＋650.00 ㎡
	除却	△300.00 ㎡	— ㎡	△300.00 ㎡
	用途の変更	△300.00 ㎡	＋300.00 ㎡	0 ㎡
	今回申請後の延べ面積	850.00 ㎡	1,300.00 ㎡	2,150.00 ㎡

７不適合の理由	原動機 基数	原動機 出力の合計	機械 名称	機械 台数	危険物 名称	危険物 容量	容器等の容量	その他必要な事項
基準時		31.5kW					1	丸鋸５台×4.5kW 電気カンナ３台×3kW
前回申請		kW					1	
今回申請		＋6 kW					1	電気鋸４台×1.5kW
計		37.5kW					1	

※備考	〈敷地全体〉	前確認済証交付 年　月　日 第　号
		確認済証交付 年　月　日 第　号

注１　面積の減には、△の符号を記入してください。改築のある場合は、必ず「除却」欄に面積を記入してください。
　２　※印のある欄は、記入しないでください。
　３　不適合建築物に関する報告書は３部提出して下さい。
備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

［参　考］

建築基準法等の主な用途制限に関する改正項目の施行日（基準時）一覧表

法令等	主要改正項目	政令等	施行日（基準時）	
法 48 条	用途地域（８種類）による建築制限の改正	法別表第２	1972	Ｓ47．9.16
法 48 条	用途地域（１２種類）による建築制限の改正	法別表第２	1993	Ｈ 8．5.31
法 48 条	大規模集客施設の用途制限（二種住居・準住居・工業地域）の追加	法別表第２ 令 130 条の 8 の 2	2007	H19.11.30
法 48 条	用途地域として田園住居地域内の建築制限を追加	法別表第２ 令 130 条の 9 の 3 令 130 条の 9 の 4	2018	未指定 30.4.1 公布
法 49 条	名古屋市特別工業地区建築条例の制定		1972	Ｓ47.11.16
法 49 条	名古屋市大規模集客施設制限地区（準工業地域）建築条例の制定		2008	H20．9．1

7　がけに関する調書

年　月　日

がけに関する調書

（あて先）
名古屋市建築主事

設計者等　資　格　（　　）建築士（　　）登録第　　号

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（　　）建築士事務所（　　）知事登録第（　　）

事務所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当該申請に係るがけは、愛知県建築基準条例第８条に適合し安全上支障がないと判断します。

1 建築主名		
2 申請敷地	名古屋市　　区	
3 がけの安全上支障がない措置（該当するがけに関する安全上の措置欄に○印を記入）		
(1)愛知県建築基準条例第８条（本文）		
	がけの上端又は下端と申請する建築物との間が、がけの高さの２倍以上離れている	
(2)愛知県建築基準条例第８条ただし書（平成１２年 愛知県告示第８９９号）		
① 堅固な地盤によるがけ		
	がけの地盤が硬岩盤等である	第１項第一号
	切土によるがけが土質に応じた勾配以下で安全であることを確認した	第１項第二号
	土質試験等に基づく地盤の安定計算を行い、がけが安全であることを確認した	第１項第三号
② 擁壁等により保護（有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等がないことを確認した擁壁等に限る）		
	建築基準法施行令（以下「令」という。）第142条の規定に適合する擁壁である 宅地造成及び特定盛土等規制法　検査済証番号（　　）交付年月日（　年　月　日） 建築基準法　検査済証番号（　　）交付年月日（　年　月　日）	第２項第一号ア
	がけの高さが５m以下であり、擁壁がRC造又は間知石練積み造等である	第２項第一号イ
	擁壁に加わる荷重及び外力に対してそれが支持する地盤の安全性を確認した	第２項第一号ウ
	地すべり防止施設（地すべり等防止法）が施工されており、安全である	第２項第一号エ
	急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）が施工されており、安全である	第２項第一号オ
③ 建築物等による安全措置		
ⅰ **がけ上**に建築物を建築する場合		
	基礎をRC造の布基礎等とし、がけの下端から30度より下方に当該基礎底部（基礎杭含む）を設ける	第２項第二号
ⅱ **がけ下**に建築物を建築する場合		
	土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合、令第80条の３の規定に適合する構造の建築物である	第２項第三号ア
	基礎及び主要構造部をRC造等の構造とし、かつ、がけ崩れのおそれがある部分は開口部を有しない外壁とする建築物である	第２項第三号イ(ｱ)
	がけと建築物の間に流土止を設ける（がけの高さが概ね５m以下の場合）	第２項第三号イ(ｱ)
	令第80条の３の規定に準ずる構造の建築物である	第２項第三号イ(ｲ)
ⅲ **がけ**に建築物を建築する場合		
	基礎をRC造の布基礎等とし、がけの下端から30度より下方に当該基礎底部（基礎杭含む）を設け、かつ、がけ面を安全に保護等する	第２項第四号

備考　1　本調書は、愛知県建築基準条例第8条の規定に適合する旨を簡潔に明示するものである
2　本調書のがけとは、高さが２mを超え、かつ、勾配が30度を超える傾斜地
3　3-(2) ①～③により安全上支障がないとする場合は、その根拠として配置図に当該措置等の位置の明示、がけ付近の断面図のほか、必要に応じて当該措置等に関する設計図書又は検討資料を添付すること

8　計画変更確認申請等の取扱い判定フロー

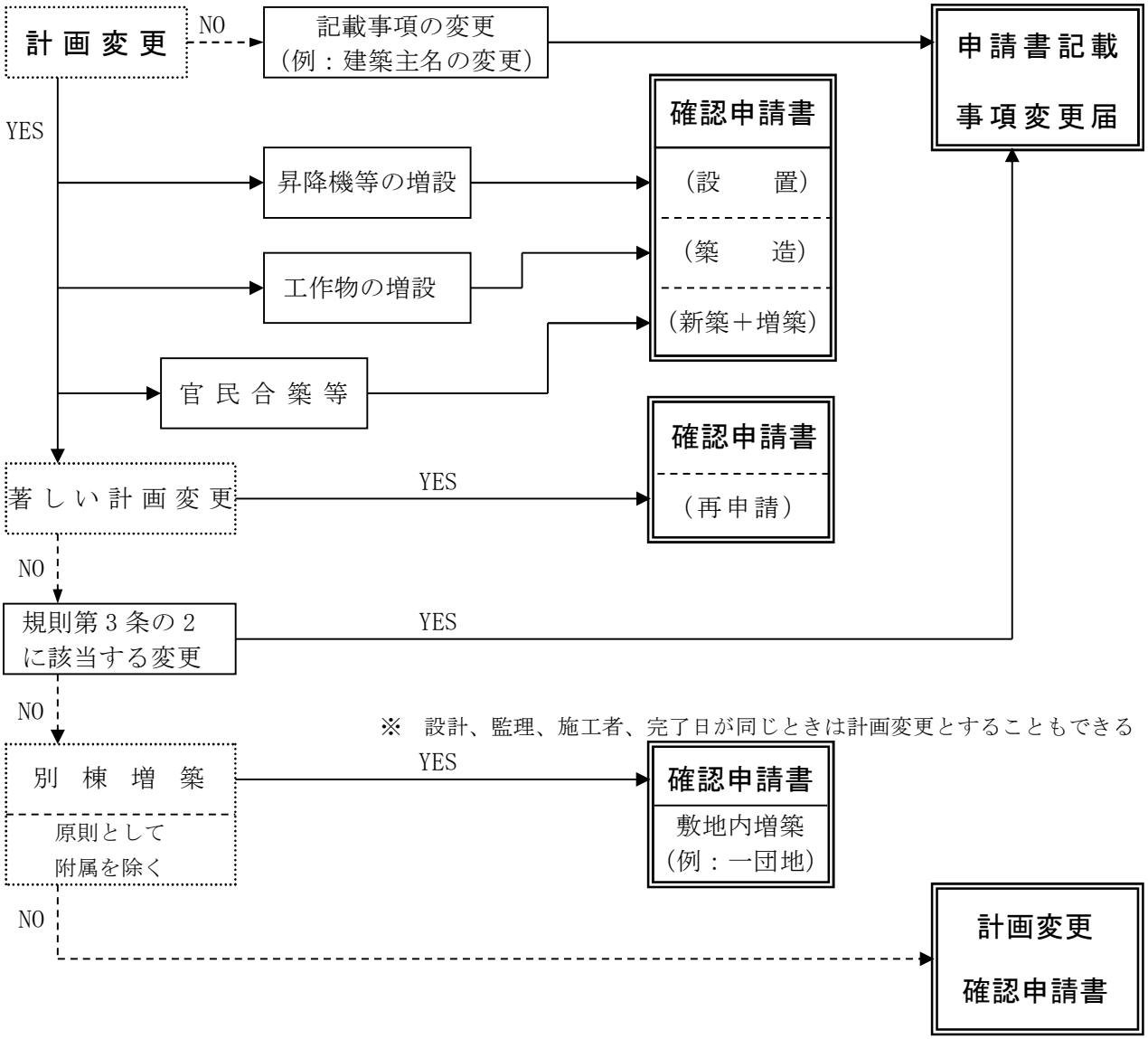

○中 間 検 査 を 指 定 す る 件

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定

名古屋市告示第57号
平成21年2月20日

改正　平成24年2月8日告示第77号
改正　平成27年2月3日告示第47号
改正　平成30年2月27日告示第110号
改正　令和3年3月1日告示第94号
改正　令和6年10月18日告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

1　中間検査を行う区域
名古屋市全域

2　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
次に掲げる建築物で新築するもの
(1) 住宅（住宅以外の用途を兼ねる建築物にあっては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）又は共同住宅の用途に供する建築物で、地階を除く階数が2以上であり、かつ、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
(2) 法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する特殊建築物で、階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

3　指定する特定工程及び特定工程後の工程
次の表のとおりとする。ただし、階数が3以上である共同住宅については、特定工程にあっては法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当する工程を、特定工程後の工程にあっては同条第6項の政令で定める特定工程後の工程に該当する工程を除く。
なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	木造（オに係るものを除く。）	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法の場合は、耐力壁）の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事

イ	鉄骨造（オに係るものを除く。）	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事､外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
ウ	鉄筋コンクリート造（オに係るものを除く。）	鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート部材にあっては、接合部）の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材にあっては、接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造（オに係るものを除く。）	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
オ	工場生産による一体型又は組立式のもの	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部の工事	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事

4　適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。

(1)　法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる工程に該当する工程を含む工事に係る建築物

(2)　第 2 項第 1 号に規定する住宅又は共同住宅の附属建築物で、住居の用に供さないもの

(3)　法第 18 条第 3 項又は第 4 項の規定による確認済証の交付を受けて建築する建築物

(4)　法第 68 条の 10 第 1 項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 136 条の 2 の 11 第 1 号に掲げるものに限る。）を有する住宅又は共同住宅

(5)　法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

(6)　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 5 条第 1 項の規定により建設住宅性能評価の申請をした者の当該申請に係る建築物

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　平成 19 年名古屋市告示第 236 号は、平成 21 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 21 年 4 月 1 日前に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされたものについては、なお、従前の例による。

附　則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（期間の変更）

附　則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。

附　則

この告示は、令和６年11月１日から施行する。

10　完了検査等の手引き

1　個人住宅程度の場合

①事前準備
　＊法定中間検査時の指示事項の確認
②現場検査（主な検査項目及び検査内容の一例を下記に掲載）
　＊検査箇所の把握

＜法定中間検査を受けた建築物の検査項目及び検査内容の一例＞

道　　路	形態、幅員、位置等を確認（私道や道路後退のある場合は周辺の道路境界等も確認）
敷　　地	敷地境界、敷地分割線、越境・未除却建築物の有無、延長敷地の接道幅等を確認
配　　置	外壁後退距離、斜線制限（平面上の距離、軒の出：立面図と目視で比較）等を確認
地　盤　面	平均地盤面の確認、高低差による斜線緩和
外観・外構	開口部の位置・大きさ、外壁の仕上げ材、換気口（火気使用、軒裏、小屋裏など） 網入りガラス（玄関戸に注意） ブロック塀等の構造、道路斜線緩和の後退距離、道路後退
内　　部	間取りの変更の有無、火気使用室の内装制限、階段の手すり、シックハウス換気設備・建築材料、住宅用火災警報器 ３階の場合：所定の防火性能、非常用進入口の確認

2　上記以外の場合

①完了検査申請書受付時
　＊第四面（工事監理）のチェック
②検査前の準備
　＊検査ポイントを図面等で確認…防火区画（面積、高層、竪穴、異種用途）、階段、避難、緩和規定適用箇所等の有無・位置を確認する。
③現場検査
　＊現場に到着したら確認申請書によって全体の概況（地域、用途、構造、高さ、道路、敷地、延焼線、区画線、採光面、進入口面等）を把握し、併せて変更箇所の有無等のほか、計画変更手続きを要する設計変更があるかを確認する。
　＊屋上に上がり、塔屋から順次、検査しながら下階に降りる。また、工事完了検査時期が適正で、仮使用認定が必要な工事部分がないかを確認する。(主な検査項目及び検査内容の一例を下記に掲載)
　＊全部の検査が終了したら、検査の是正事項がある場合は工事監理者にその旨を伝え、是正が完了した場合は、すみやかに報告するよう指示する。
④省エネ適合判定に係る完了検査
　＊省エネ基準工事監理報告書により確認を行うが、必要に応じ、工事監理者が確認した書類の検査及び所定の性能を有していることを証明する書類の検査を行う。
　さらに、目視による施工後の現場確認が可能な項目に関し、現場検査（設備機器に記載の型番と納入仕様書の型番の照合等）を行う。

＜主な検査項目及び検査内容の一例＞

<table>
<tr><th colspan="2">屋 上・Ｅ Ｖ 機 械 室</th></tr>
<tr><td>・避雷針…アンテナ類が保護角内にあることを確認する。
・斜線制限…道路、隣地側の建築物の形状を見る。</td><td>・防火設備…延焼部分にある換気ガラリには防火設備（ＦＤ）があるか確認する。
・竪穴区画…防火設備等に換気ガラリがないか注意する。</td></tr>
<tr><th colspan="2">階　　段</th></tr>
<tr><td>・床面積…屋外階段の手すり上部のあきを見る。
・幅…最小のところで幅を見る。
・内装…区画免除の場合、下地とも不燃材料であるか確認する。
・竪穴区画…遮炎、遮煙性能を有する防火設備であるか見る。(防火防煙シャッター)
・歩行距離…距離、直通性があるか見る。</td><td>・避難階段… 2 ｍ以内に換気口がないか注意する。(屋外避難階段の場合)
・非常用照明…蓄電池での点灯を点検する。
・手すりの高さ…踊り場の手すりの高さを測る。
・手すりの設置…階段に手すりが設置されているか確認する。

※１階では鉄骨階段の下部を使用した場合、防火区画がされているか確認する。</td></tr>
<tr><th colspan="2">廊 下・バ ル コ ニ ー</th></tr>
<tr><td>・床面積…手すり上部の開放性を見る。
・幅…最小のところで測る。
・竪穴区画…ＥＶ区画の場合、ＥＶ扉等の区画の有無を確認する。
・タラップ…避難タラップの有無を確認する。</td><td>・非常用進入口…手すり上部が 1 ｍ以上あるか測る。
・非常用照明…開放廊下で採光がとれない部分に設置されているか確認する。
・手すり高さ…高さ 1.1m以上、手すり子の内法間隔が 11cm 以下であるかを測る。(足かかりに注意)</td></tr>
<tr><th colspan="2">居 室 そ の 他</th></tr>
<tr><td>・採光…二室採光では間口の 1/2 以上がふすまであるかを見る。
・換気…ガスコンロと排気フードの下端が１ｍ以下であるかを見る。
・内装…壁装材料である場合、シールの貼付があるかを見る。
・防火設備…相じゃくりがとれているか見る。</td><td>・界壁…準耐火構造以上かつ遮音性能を有する構造かを見る。
・排煙…つり下げの手動装置の場合、床から 1.8 ｍ以下にあるかを見る。
・非常用進入口…引き違い窓は開いた状態で幅を測る。(有効開口で確認)</td></tr>
<tr><td>・面積区画…外壁で 90cm 以内の部分は防火設備であるかを見る。
・異種用途区画…車庫が 150 ㎡以上の場合、区画状況を確認する。</td><td>・非常用照明…各部分で有無を確認し、１階で避難経路となる部分にも設置されているかを見る。
・道路突出…外開き窓が突出しないかを注意する。</td></tr>
<tr><th colspan="2">敷　　地</th></tr>
</table>

・敷地境界…杭等で明確になっているかを確認する。 ・道路部分後退…２項道路による後退があるかを見る。 ・建蔽率…申請以外の附属建築物、未除却建築物があるかを見る。 ・後退距離…日影、斜線制限等による後退寸法を測る。また、立面形状が申請と相違ないか確認する。 ・床面積…車庫部分の大きさを見る。 ・地盤面…建築物周囲の地盤高の状況を見る。 ・敷地内通路…非常用進入口が設置される面は、４ m以上あるか測る。	・看板…防火地域で３ mを超えるものは、不燃材料であるかを見る。 ・ブロック塀…高さが 1.2mを超える場合、3.4m以内ごとに控え壁があるか見る。 ・道路突出…排気フード等の道路突出に注意する。 ・車庫出入口…愛知県建築基準条例に適合しているか注意する。 ・開口部…延焼のおそれのある部分に注意する。 ・避雷設備…受雷部の保護角内に建築物等が入っているかを確認する。 ・浄化槽の設置位置、放流状況

確認申請下見　事務処理表〔建築審査課　建築審査担当〕

	事　務　処　理　内　容
確認申請（下見時）［建築審査担当］	**（１）確認申請必要書類のチェック** ①ＯＣＲ票 ②確認申請書正本 ③確認申請書副本 ④建築計画概要書 ⑤建築工事届 ⑥防火対象物工事計画届（確認申請書第一面～第六面の写し添付） ⑦浄化槽調書（設置通知書及び７条検査依頼証明書の添付） ⑧構造図・構造計算書 ⑨その他書類（工場調書・小荷物専用昇降機調書・不適合建築物に関する報告書・構造計算に関する概要書・必要壁量の計算書・建築物に関する報告書・がけに関する調書・各種念書等・増築時の既設仮使用認定申請書の有無　その他） （注１）①～⑤は原則必須、⑥は「専用住宅等」以外、⑦～⑧は該当分、⑨は任意でチェック （注２）工作物（看板等）の確認申請必要書類は①～③
	（２）下見審査 ①事前合議のチェック（協議事項については申請者に注意喚起） （建築審査課備付の合議先一覧表を参照すること） ②確認申請書正本・副本チェック（正副照合・記載内容・添付図面・用途地域・接道等） ③ＯＣＲ票記載の概略チェック（特にＯＣＲ票のピンク塗りつぶし部分は必ずチェック） ④申請手数料チェック票の記入及びチェック ⑤申請手数料納付書チェック （未納付の場合は手数料額を教示） ⑥構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が必要な建築物であれば構造審査担当、設備審査担当に合議 する。
	（３）事務処理及び書類等交付・返却 ①ＯＣＲ票の処理（表面：該当区の記載及び「中間検査対象」の明示） （6 条区分、計画通知、消防通知の記載） ②確認申請書正本・副本の処理（「中間検査対象」、「正」・「副」及びそれぞれ複数冊となる場合には、その明示（例：「１／３」） ③建築確認申請受理書 ④申請手数料チェック票と確認申請必要書類一式を渡し、審査総括担当受付窓口で受付手続きをするよう指示

計画変更確認申請下見　事務処理表［建築審査課　建築審査担当］

	事　務　処　理　内　容
計画変更確認申請	**（１）計画変更に関する相談対応** ①　計画変更確認申請又は再確認申請の要・不要の判断 （第３編Ⅰ－8　「計画変更確認申請等の取扱い判定フロー」を参照） ②計画変更確認申請手数料算定方法の教示（計画変更確認申請手数料額算定表） ②　申請書記載事項変更届による変更手続き指示（必要に応じて） （第１編Ⅳ－2　「申請書記載事項変更の届出」を参照）

（下見時）	**（２）計画変更確認申請必要書類のチェック** ①本体（元確認）の確認番号の把握 ②必要書類のチェックは確認申請と同様（建築工事届不要）

	事　務　処　理　内　容
計画変更確認申請（下見時）［建築審査担当］	**（３）下見審査** ①事前合議のチェック（原則として確認申請と同様だが、一部省略可） ②申請手数料チェック票の記入及びチェック ③手数料額を教示し納付書による納付を指示
	（４）事務処理及び書類等交付・返却 ①　ＯＣＲ票（表面）の処理 （該当区の押印・元番号の記入　法６条区分・計画通知・消防通知の記載） （注）計画変更確認申請は中間検査の対象外とする。 （シール貼付－黒：計画変更） ②計画変更確認申請書正本の処理 （「計画変更確認申請書（建築物）」部分を赤枠で囲い、黒シールを貼付） ②　防火対象物工事計画届に添付された計画変更確認申請書第一面の写しも赤枠で囲う ③　申請手数料チェック票と確認申請必要書類一式とを併せて渡し、審査総括担当受付窓口で受付手続きをするよう指示

確認申請受付　事務処理表　［建築審査課審査総括担当］

	事　務　処　理　内　容
確認申請（受付時）［審査総括担当］	**（１）申請書類一式のチェック** ①申請手数料チェック票[申請手数料額及び下見の経由チェック］ ②ＯＣＲ票 （注）シール貼付済［黒：計画変更　黄：ＦＤ申請］ ③確認申請書正本　⇒　［申請手数料を納付済通知書で確認］ ［「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙（あて先が本人以外は委任状添付要）を確認］ ④確認申請書副本 ⑤建築計画概要書 ⑥建築工事届 ⑦防火対象物工事計画届（専用住宅を除く）⇒［確認申請書第一面～第六面の写し添付］ （注）計画変更確認申請の場合 ・正本の「計画変更確認申請書」が赤枠で囲まれ、黒シールが貼付されている。 ・計画変更確認申請書第一面の写しが防火対象物工事計画届に添付してあることを確認して消防局予防部規制課に送付する。 ・ＯＣＲ票に黒シールが貼付されている。
	（２）確認番号決定及び書類等交付・返却 ①「確認番号バーコード綴り」と「確認申請受付票」の番号一致を確認する。 ②ＯＣＲ票の確認番号欄に決定した確認番号を鉛筆で記し、「確認番号バーコード」を正本に貼付し、その他は後で貼付する。（繁忙時） ③「建築確認申請受理書（給水申込み用）」の審査担当者印の確認・確認番号記入・受付印 ④「確認申請受付票」に受付印 ⑤「確認申請受付票」を申請者に交付する。

確認申請書に添付する構造耐力関係の図書（細則第 3 条第 1 項第五号）

1　構造耐力規定に関する既存不適格調書、耐震診断等報告書

増築等にかかる既存建築物に対する構造耐力規定（法第 20 条）の緩和規定（法第 86 条の 7、令第 137 条の 2、令第 137 条の 12、令第 137 条の 16）を適用する場合に添付する。

＜p. 208, 216＞

2　用途変更における構造耐力関係報告書

用途変更の確認申請をする場合に添付する。　＜ｐ. 218＞

中間検査・完了検査申請書に添付する構造耐力関係の書類（規則第 4 条第六号）

1　工事監理状況報告書（中間検査・完了検査申請書第四面構造関係）

中間検査・完了検査申請書第四面「工事監理の状況」の構造関係の報告書の参考書式。構造計算書の添付が必要な建築物の場合に添付する。本書式を添付した場合は第四面の構造関係の記入を省略することができる。

＜p. 220～＞

2　鉄骨工事施工状況報告書（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合）

構造計算書の添付が必要な建築物の場合に添付する。なお、法第 68 条の 25 の規定に基づく認定を受けた工場を用いる場合は、大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することにより、省略することができる。　＜p. 226＞

＜参考＞　検査時構造提出書類一覧　＜p. 228＞

年　月　日

構造耐力規定に関する既存不適格調書

名古屋市建築主事　様

建築主　氏名

調査者　住所
（設計者）資格　（　　）建築士（　　）登録第　　号
事務所名
氏名
電話　　－　　－

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定（法第20条）の緩和規定（法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16）適用にあたり報告します。

1．増築等に係る部分の概要＜**共通**＞

増築等に係る部分の床面積の合計(a)			㎡	平成17年6月1日以降に増築等を行った部分の面積(b)	㎡
基準時における延べ面積(A)			㎡	(c)= A/2:　㎡ (d)= A/20:	
□ 増改築	該当する適用区分に レ	□ 以下の適用区分における範囲外のもの	□ 構造一体 →	□ **適用区分1**（令第137条の2第一号イ）	
			□ EXP.J等で分離 →	□ **適用区分2**（令第137条の2第一号ロ）	
		□ 基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下 ・・・ d, 50㎡＜a+b≦c	□ 構造一体 → □ EXP.J等で分離 →	□ **適用区分3**（令第137条の2第二号イ）	
			□ 法20条第1項第四号建築物で基礎を補強 →	□ **適用区分4**（令第137条の2第二号ロ）	
			□ 適用区分1又は2の基準に適合するもの →	↑ **適用区分1又は2へ**（令第137条の2第二号ハ）	
		□ 基準時の1/20以下かつ50㎡以下 ・・・a+b≦d, 50㎡	□ 構造耐力上の危険性が増大しないもの →	□ **適用区分5**（令第137条の2第三号イ）	
			□ 適用区分1～4の基準のいずれかに適合するもの →	↑ **適用区分1～4のいずれかへ**（令第137条の2第三号ロ）	
	接続部	□ EXP.J等既設に影響を与えない →　□ 増築部の基礎とは干渉しないことを確認　□ その他			
□ **大規模の修繕・大規模の模様替**			□ 構造耐力上の危険性が増大しない（令第137条の12第1項）	調査者所見・2～5のみ記入	
□ **移転**			□ 同一敷地内におけるもの（令第137条の16）	調査者所見・2～5のみ記入	
			□ 認定を受けたもの（令第137条の16）	調査者所見・2～5のみ記入	
調査者（設計者）所見					

2．既存不適格建築物の概要＜**共通**＞

既存不適格となっている部分、規定、基準時			（部分）　（規定）　（基準時） ※記入欄が不足する場合は別紙添付					
建物名称等	名　称							
	所有者（管理者）							
	所在地							
	用　途				竣工年月			
	設計者							
	施工者							
建物履歴 **※1**	増築、改築、用途変更		□ 無　□ 有（　　年 増・改・修・模・用・除　　㎡）					
	修繕・模様替、除却		（　　年 増・改・修・模・用・除　　㎡）					
	火災等被災歴		□ 無　□ 有（　　年被災　　）					
構造概要	□ 木造　□ 鉄骨造　□ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□ 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□ その他（　　）							
階								合計
床面積（㎡）								

3. 設計当時の図書等の有無 **＜共通＞**

意匠図	□ 有 □ 無	構造図	□ 有 □ 無
構造計算書	□ 有 □ 無	地質調査資料	□ 有 □ 無
確認申請書	□ 有 □ 無	確認番号	

4. 新築又は増築等の時期を示す書類**＜共通＞ ※2**

□ 検査済証	□ 確認済証	□ 検査済証等処理経過の証明書	□ 登記事項証明書
□ その他（ ）			

5. 基準時以前の建築基準関係規定の適合**＜共通＞ ※3、※4**

□ 基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認した		
確認方法（概要）	□ 現地調査	□ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合
		□ その他（ ）

6. 構造耐力規定の緩和条件＜増改築＞

（注）1.**増改築に係る部分以外の部分**が適用区分1～5のいずれか及び各適用区分内のすべて（{ 部分はいずれか）の項目に該当すること

（注）2.該当部分が無い場合は線を引くこと

□ **適用区分1**（令第137条の2第一号イ） 構造一体

＜構造耐力上主要な部分＞

□ **（1）** 耐久性等関係規定に適合 →7－1へ

□ **（2）** 令第3章第8節の規定に適合

いずれかを選択☆
- □ ＜時刻歴応答解析＞ 令第81条第1項
- □ ＜ルート3＞ 令第81条第2項第一号イ
- □ ＜限界耐力計算＞ 令第81条第2項第一号ロ
- □ ＜ルート2＞ 令第81条第2項第二号イ
- □ ＜ルート1＞ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

＜建築設備・屋根ふき材等＞

□ **（3）** 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

□ **（4）** 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊

＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

□ **（5）** 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊

＊法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- □ 平25国交告771号第3の規定に適合
- □ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- □ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

□ **適用区分2**（令第137条の2第一号ロ） EXP.J等で分離

＜構造耐力上主要な部分＞

□ **（1）** 耐久性等関係規定に適合 →7－1へ

□ **（2）** 以下①～③のいずれかで安全を確認

□ **① 令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第2第一号イ）

いずれかを選択☆
- □ ＜時刻歴応答解析＞ 令第81条第1項
- □ ＜ルート3＞ 令第81条第2項第一号イ
- □ ＜限界耐力計算＞ 令第81条第2項第一号ロ
- □ ＜ルート2＞ 令第81条第2項第二号イ
- □ ＜ルート1＞ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

□ **②「法20条第1項第二号～四号建築物の場合」**（平17国交告566号第2第一号ロ）

地震時: □ 令第3章第8節の規定に適合

地震時以外: □ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

□ **③** 以下の方法で安全を確認（平17国交告566号第2第一号ハ）

地震時: いずれかを選択
- □ 耐震診断によって安全な構造であることを確認 →7－2へ
  （平17国交告566号第2第一号ハ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添））
- □ 新耐震基準に適合することを確認 →7－3へ
  （平17国交告566号第2第一号ハ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)））

地震時以外: □ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

＜建築設備・屋根ふき材等＞

□ **（3）** 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

□ **（4）** 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊

＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

□ **（5）** 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊

＊法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- □ 平25国交告771号第3の規定に適合
- □ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- □ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

☐ **適用区分3**（令第137条の2第二号イ）　基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下 【構造一体】又は【 EXP.J等で分離】

＜構造耐力上主要な部分＞

☐ **(1)** 耐久性等関係規定に適合　→7－1へ

☐ **(2) 地震**に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

☐ **① 令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第3第一号ロ(1)）

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☐ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

☐ **② 「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」**（平17国交告566号第3第一号ロ(2)）

いずれかを選択
- ☐ 令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで並びに昭56建告1100号第1、第2、第3（1項二号を除く）及び第4から第6＊に適合
- ＊令第42条（土台及び基礎）最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
  - 令第43条（柱の小径）柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
  - 令第46条（構造耐力上必要な軸組等）壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等
  - 昭56建告1100号　階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比（1/4分割）等により安全を確認
  - 昭56建告1100号　地階を除く階数が3で高さが13メートルを超え、16メートル以下のもの　壁量充足率比が6/10以上の確認
- ☐ 平13国交告1540号第1から第11までの規定に適合（枠組壁工法の場合）
- ☐ 令7国交告250号第1から第11までの規定に適合（木質接着パネル工法の場合）

☐ **③ 建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合**

いずれかを選択
- ☐ **③-1 「既存の架構を構成する部材（間柱、小梁その他これらに類するものを除く）の追加、変更が無い場合」**

又は、
- ☐ **③-2 「既存の架構を構成する部材の変更があるが、強度及び耐力が上昇する場合」※5**（平17国交告566号第3第一号ニ）

は以下による安全確認とすることができる

いずれかを選択
- ☐ 耐震診断によって安全な構造であることを確認　→7－2へ
  （平17国交告566号第3第一号ニ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添））
- ☐ 新耐震基準に適合することを確認　→7－3へ
  （平17国交告566号第3第一号ニ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)））

【EXP.J等で分離】の場合

☐ 上記(2)－①～③のいずれかを選択

☐ **④ 「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」**（平17国交告566号第3第一号ホ）

は以下による安全確認とすることができる

いずれかを選択
- ☐ 耐震診断によって安全な構造であることを確認　→7－2へ
  （平17国交告566号第3第一号ホ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添））
- ☐ 新耐震基準に適合することを確認　→7－3へ
  （平17国交告566号第3第一号ホ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)））

☐ **(3) 地震時以外**に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

☐ ㊀ **令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第3第一号ハ(1)）　※(2)①と同じ個所に✔をしてください。

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☐ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

☐ ㊁ **「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」**（平17国交告566号第3第一号ハ(2)）

いずれかを選択
- ☐ 昭56建告1100号第1、第2、第3第1項（一号を除く）、第4及び第6に適合＊
  ＊ 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比（1/4分割）等により安全を確認
- ☐ 平13国交告1540号第1から第11までの規定に適合（枠組壁工法の場合）
- ☐ 令7国交告250号第1から第11までの規定に適合（木質接着パネル工法の場合）

【EXP.J等で分離】の場合

☐ 上記(3)－㊀、㊁のいずれかを選択

☐ ㊂ **「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」**（平17国交告566号第3第一号ホ）

は以下による安全確認とすることができる

- ☐ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

＜建築設備・屋根ふき材等＞

☐ **(4)** 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

☐ **(5)** 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊
＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

☐ **(6)** 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊
＊法20条第1項第一号に規定する構造計算　又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- ☐ 平25国交告771号第3の規定に適合
- ☐ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- ☐ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

□ **適用区分4** （令第137条の2第二号ロ）	基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下【法20条第1項第四号建築物に限る】
□ **（1）** 令第3章第1節から第7節の2まで（第36条及び第38条第2項から第4項までを除く）の規定に適合	
□ **（2）** 基礎の補強について平17国交告566号第4の規定に適合	

□ **適用区分5** （令第137条の2第三号イ）	基準時の1/20以下かつ50㎡以下
□ 構造耐力上の危険性が増大しない　接続方法｛ □ EXP.J等　□ その他（　　）	
調査者（設計者）所見（　　）	

7. 安全確認の方法＜増改築＞

7－1 耐久性等関係規定の確認		
確認方法	□ 現地調査	□ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合
		□ その他（　　）

7－2 耐震診断によって安全を確認 **※6**
□ 平17国交告566号第2第一号ハ又は第3第一号ニ、ホにより、平18国交告185号に定める規定（平18国交告184号別添）によって安全な構造であることを確認した

7－3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 **※6**		
□ 国住指第2275号（平成24年9月27日）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）」 によって安全を確認した		
確認方法	□ 現地調査	□ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合
	□ 構造計算書の確認	□ その他（　　）

8. 総合所見＜増改築＞

＜添付図書＞

※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと。

※2 建築年が明記された公的証明書を添付すること。（確認済証（写）、検査済証（写）又は同証明書、登記事項証明書、他）

※3 既存建築物の構造図（建築当時のもの）を添付すること。

※4 既存建築物において構造耐力上主要な部分の変更又は荷重の増減等がある場合はその検討書(当時の構造計算書の抜粋等を含む)を添付すること。

※5 既存の架構を構成する部材の変更がある場合は、強度及び耐力が上昇することの検討書を添付すること。

※6 耐震診断によって建物の安全性を確認した場合は、第三者機関による耐震診断の評価書（写）等を添付すること。

その他必要と認め指示したものを添付すること。

＜注意事項＞

※7 増改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が、増改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限り、軒およびけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、またはこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものについては昭46建告109号第1第三号を満たす必要はない。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

構造耐力規定に関する既存不適格調書＜記入例＞

名古屋市建築主事　様

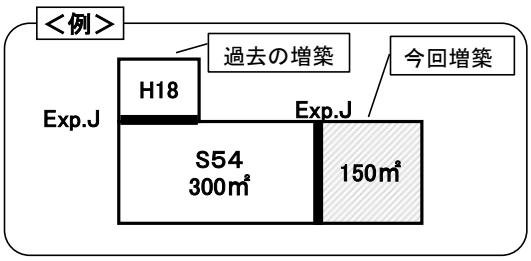

建築主　氏名　〇〇　〇〇

調査者　住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇
（設計者）　資格　（　　）建築士（　　）登録第　　号
事務所名　(株)〇〇設計
氏名　〇〇　〇〇
電話　〇〇〇　－　〇〇〇　－　〇〇〇〇

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定（法第20条）の緩和規定（法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16）適用にあたり報告します。

1. 増築等に係る部分の概要＜共通＞

増築等に係る部分の床面積の合計(a)	150.00 ㎡	平成17年6月1日以降に増築等を行った部分の面積(b)	50.00 ㎡	
基準時における延べ面積(A)	300.00 ㎡	(c)= A/2: 150.00 ㎡	(d)= A/20: 15.00 ㎡	
☑ 増改築	☑ 以下の適用区分における範囲外のもの	☐ 構造一体 →	☐ 適用区分1（令第137条の2第一号イ）	
		☑ EXP.J等で分離 →	☑ 適用区分2（令第137条の2第一号ロ）	
	☐ 基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下 ・・・ d, 50㎡＜a+b≦c	☐ 構造一体 →	☐ 適用区分3（令第137条の2第二号イ）	
		☐ EXP.J等で分離 →		
		☐ 法20条第1項第四号建築物で基礎を補強 →	☐ 適用区分4（令第137条の2第二号ロ）	
		☐ 適用区分1又は2の基準に適合するもの →	↑適用区分1又は2へ（令第137条の2第二号ハ）	
	☐ 基準時の1/20以下かつ50㎡以下 ・・・a+b≦d, 50㎡	☐ 構造耐力上の危険性が増大しないもの →	☐ 適用区分5（令第137条の2第三号イ）	
		☐ 適用区分1～4の基準のいずれかに適合するもの →	↑適用区分1～4のいずれかへ（令第137条の2第三号ロ）	
	接続部 ☑ EXP.J等既設に影響を与えない →	☑ 増築部の基礎とは干渉しないことを確認	☐ その他	
☐ 大規模の修繕・大規模の模様替	☐ 構造耐力上の危険性が増大しない（令第137条の12第1項）	調査者所見・2～5のみ記入		
☐ 移転	☐ 同一敷地内におけるもの（令第137条の16）	調査者所見・2～5のみ記入		
	☐ 認定を受けたもの（令第137条の16）	調査者所見・2～5のみ記入		
調査者（設計者）所見				

増築の場合

『大規模修繕・模様替』・『移転』の場合

2. 既存不適格建築物の概要＜共通＞

既存不適格となっている部分、規定、基準時		(部分)	(規定)	(基準時)				
		建築物全体（構造計算）	法第20条	昭和56年6月1日				
		※記入欄が不足する場合は別紙添付						
建物名称等	名　称	〇〇〇〇						
	所有者（管理者）	〇〇　〇〇						
	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇〇						
	用　途	〇〇〇〇	竣工年月	昭和54年10月				
	設計者	(株)〇〇設計　〇〇　〇〇						
	施工者	(株)〇〇建設　代表取締役　〇〇　〇〇						
建物履歴　※1	増築、改築、用途変更	☐ 無	☑ 有	（平成18 年 増・改・修・模・用・除	50 ㎡）			
	修繕・模様替、除却			（　年 増・改・修・模・用・除	㎡）			
	火災等被災歴	☑ 無	☐ 有	（　年被災	）			
構造概要	☐ 木造	☐ 鉄骨造	☑ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	☐ 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	☐ その他（	）		
階	1F	2F	3F					合計
床面積（㎡）	150	100	100					350

3. 設計当時の図書等の有無 **＜共通＞**

意匠図	☑ 有 ☐ 無	構造図	☑ 有 ☐ 無
構造計算書	☑ 有 ☐ 無	地質調査資料	☑ 有 ☐ 無
確認申請書	☑ 有 ☐ 無	確認番号	第○○-○○号、第○○-○○号（増築）

4. 新築又は増築等の時期を示す書類**＜共通＞ ※2**

☑ 検査済証	☐ 確認済証	☐ 検査済証等処理経過の証明書	☐ 登記事項証明書
☐ その他（ ）			

5. 基準時以前の建築基準関係規定の適合**＜共通＞ ※3、※4**

☑ 基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認した		
確認方法（概要）	☑ 現地調査	☑ 図面（意匠図・構造図・ 施工図 ）と現地の照合
		☐ その他（ ）

6. 構造耐力規定の緩和条件＜増改築＞ ※以下の項目は、既存不適格の緩和を受ける既設の部分について記載してください。

（注）1.**増改築に係る部分以外の部分**が適用区分1～5のいずれか及び各適用区分内のすべて（{ 部分はいずれか）の項目に該当すること

（注）2.該当部分が無い場合は線を引くこと

☐ **適用区分1**（令第137条の2第一号イ） 構造一体

＜構造耐力上主要な部分＞

☐ **（1）** 耐久性等関係規定に適合 →7－1へ

☐ **（2）** 令第3章第8節の規定に適合 ※現行法の構造計算による安全確認

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☐ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

＜建築設備・屋根ふき材等＞

☐ **（3）** 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

☐ **（4）** 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊

＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

☐ **（5）** 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊

＊法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- ☐ 平25国交告771号第3の規定に適合
- ☐ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- ☐ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

☑ **適用区分2**（令第137条の2第一号ロ） EXP.J等で分離

＜構造耐力上主要な部分＞

☑ **（1）** 耐久性等関係規定に適合 →7－1へ

☑ **（2）** 以下①～③のいずれかで安全を確認 ※現行法の構造計算による安全確認

☐ **① 令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第2第一号イ）

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☐ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

☐ **②「法20条第1項第二号～四号建築物の場合」**（平17国交告566号第2第一号ロ）

地震時： ☐ 令第3章第8節の規定に適合

地震時以外： ☐ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

☑ **③** 以下の方法で安全を確認（平17国交告566号第2第一号ハ）

いずれかを選択
- 地震時： ☑ 耐震診断によって安全な構造であることを確認（平17国交告566号第2第一号ハ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添）） →7－2へ
- 地震時： ☐ 新耐震基準に適合することを確認（平17国交告566号第2第一号ハ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)）） →7－3へ
- 地震時以外： ☑ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

※「いずれかを選択」は、いずれかをチェック

※その他の項目は、該当する全てにチェック

※該当項目が無い場合は線を引くこと

＜建築設備・屋根ふき材等＞

☐ **（3）** 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

☐ **（4）** 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊

＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

☐ **（5）** 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊

＊法20条第1項第一号に規定する構造計算 又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- ☐ 平25国交告771号第3の規定に適合
- ☐ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- ☐ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

（1）～（5）の該当部分は全てチェック

☐ 適用区分3 （令第137条の2第二号イ）　基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下 【構造一体】又は【 EXP.J等で分離】

＜構造耐力上主要な部分＞

☐（1） 耐久性等関係規定に適合　→7－1へ

☐（2） **地震**に対して、以下のいずれかで安全を確認

※現行法の構造計算による安全確認

【構造一体】の場合

「一体」の場合いずれかを選択する

☐① **令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第3第一号ロ(1)）

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☑ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

※『令38条における基礎の形状・寸法等』『令47条及びH12告示1460号における継手、仕口の金物補強』は対象外

☐② **「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」**（平17国交告566第3第一号ロ(2)）

いずれかを選択
- ☐ 令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで並びに昭56建告1100号第1、第2、第3(1項二号を除く)及び第4から第6＊に適合

＊令第42条（土台及び基礎）最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている
令第43条（柱の小径）柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等
令第46条（構造耐力上必要な軸組等）壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等
昭56建告1100号　階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比（1/4分割）等により安全を確認
昭56建告1100号　地階を除く階数が3で高さが13メートルを超え、16メートル以下のもの　壁量充足率比が6/10以上の確認

- ☐ 平13国交告1540号第1から第11までの規定に適合（枠組壁工法の場合）
- ☐ 令7国交告250号第1から第11までの規定に適合（木質接着パネル工法の場合）

☐③ **建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合**

いずれかを選択
- ☐ **③-1 「既存の架構を構成する部材（間柱、小梁その他これらに類するものを除く）の追加、変更が無い場合」**
- 又は、
- ☐ **③-2 「既存の架構を構成する部材の変更があるが、強度及び耐力が上昇する場合」※5**（平17国交告566号第3第一号ニ）

は以下による安全確認とすることができる

いずれかを選択
- ☐ 耐震診断によって安全な構造であることを確認　→7－2へ
  （平17国交告566号第3第一号ニ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添））
- ☐ 新耐震基準に適合することを確認　→7－3へ
  （平17国交告566号第3第一号ニ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)））

【EXP.J等で分離】の場合

「分離」の場合いずれかを選択する

☐ 上記(2)－①～③のいずれかを選択

☐④ **「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」**（平17国交告566号第3第一号ホ）

は以下による安全確認とすることができる

いずれかを選択
- ☐ 耐震診断によって安全な構造であることを確認　→7－2へ
  （平17国交告566号第3第一号ホ（平18国交告185号 → 平18国交告184号 別添））
- ☐ 新耐震基準に適合することを確認　→7－3へ
  （平17国交告566号第3第一号ホ（平18国交告185号→ 平18国交告184号 別添第1ただし書→ 国住指第2275号別添(第2274号)））

☐（3） **地震時以外**に対して、以下のいずれかで安全を確認

【構造一体】の場合

※現行法の構造計算による安全確認

「一体」の場合いずれかを選択する

☐㊀ **令第3章第8節の規定に適合**（平17国交告566号第3第一号ハ(1)）　※(2)①と同じ個所に✔をしてください。

いずれかを選択☆
- ＜時刻歴応答解析＞ ☐ 令第81条第1項
- ＜ルート3＞ ☐ 令第81条第2項第一号イ
- ＜限界耐力計算＞ ☐ 令第81条第2項第一号ロ
- ＜ルート2＞ ☐ 令第81条第2項第二号イ
- ＜ルート1＞ ☐ 令第81条第3項

☆同等以上の計算方法を含む

☐㊁ **「法20条第1項第四号建築物で木造の場合」**（平17国交告566号第3第一号ハ(2)）

いずれかを選択
- ☐ 昭56建告1100号第1、第2、第3第1項（一号を除く）、第4及び第6に適合＊
  ＊ 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比（1/4分割）等により安全を確認
- ☐ 平13国交告1540号第1から第11までの規定に適合（枠組壁工法の場合）
- ☐ 令7国交告250号第1から第11までの規定に適合（木質接着パネル工法の場合）

【EXP.J等で分離】の場合

「分離」の場合いずれかを選択する

☐ 上記(3)－㊀、㊁のいずれかを選択

☐㊂ **「EXP.J その他相互に応力を伝えない構造方法で2以上の独立部分とする場合」**（平17国交告566号第3第一号ホ）

は以下による安全確認とすることができる

- ☐ 令第82条第一号～第三号における構造計算により構造耐力上の安全を確認

＜建築設備・屋根ふき材等＞

☐（4） 建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、平17国交告566号第1第一号の各規定に適合

☐（5） 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告109号の規定に適合＊
＊法20条第1項第一号の構造計算による安全確認の場合又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

☐（6） 特定天井は、平17国交告566号第1第二号ロの規定に適合＊
＊法20条第1項第一号に規定する構造計算　又は令第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算により安全を確認した場合を除く

いずれかを選択
- ☐ 平25国交告771号第3の規定に適合
- ☐ 令第39条第3項に基づく認定を受けたもの
- ☐ 増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの

※既存基礎がべた基礎や布基礎の場合に適用可（玉石基礎、その他の独立基礎等は適用不可）

□ **適用区分4**（令第137条の2第二号ロ）	基準時の1/20（50㎡超の場合50㎡）超で、1/2以下【法20条第1項第四号建築物に限る】
□ **(1)** 令第3章第1節から第7節の2まで（第36条及び第38条第2項から第4項までを除く）の規定に適合	
□ **(2)** 基礎の補強について平17国交告566号第4の規定に適合	

※令38条の異種基礎の併用、平12建告1347号は適用除外ですが、基礎の補強の規定に適合する必要があります。

□ **適用区分5**（令第137条の2第三号イ）	基準時の1/20以下かつ50㎡以下
□ 構造耐力上の危険性が増大しない	接続方法｛ □ EXP.J等　□ その他（　　）
調査者（設計者）所見	

7. 安全確認の方法＜増改築＞

7－1 耐久性等関係規定の確認		
確認方法	☑ 現地調査	☑ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合
		□ その他（　　）

7－2 耐震診断によって安全を確認 **※6**
☑ 平17国交告566号第2第一号ハ又は第3第一号ニ、ホにより、平18国交告185号に定める規定（平18国交告184号別添）によって安全な構造であることを確認した

7－3 新耐震基準への適合性によって安全を確認 **※6**		
□ 国住指第2275号（平成24年9月27日）「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）」によって安全を確認した		
確認方法	□ 現地調査	□ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合
	□ 構造計算書の確認	□ その他（　　）

8. 総合所見＜増改築＞

現地調査の結果、既存の図面どおりに施工されており、施工状態も良好であった。また、耐震診断により地震に対して安全であることを確認した。その他、法適合性について上記のとおり現地調査及び既存図面により確認した。

＜添付図書＞

※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと。

※2 建築年が明記された公的証明書を添付すること。（確認済証（写）、検査済証（写）又は同証明書、登記事項証明書、他）

※3 既存建築物の構造図（建築当時のもの）を添付すること。

※4 既存建築物において構造耐力上主要な部分の変更又は荷重の増減等がある場合はその検討書（当時の構造計算書の抜粋等を含む）を添付すること。

※5 既存の架構を構成する部材の変更がある場合は、強度及び耐力が上昇することの検討書を添付すること。

※6 耐震診断によって建物の安全性を確認した場合は、第三者機関による耐震診断の評価書（写）等を添付すること。

その他必要と認め指示したものを添付すること。

＜注意事項＞

※7 増改築に係る部分以外の部分の屋根瓦が、増改築に係る部分の屋根ふき材と構造上分離しているものに限り、軒およびけらばから二枚通りまでが一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結され、またはこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふかれているものについては昭46建告109号第1第三号を満たす必要はない。

別紙様式

年　月　日

耐 震 診 断 等 報 告 書

（宛先）　名古屋市建築主事　様

建築主　氏名

報告者　住所
（設計者）　資格　（　）建築士（　）登録第　　号
氏名
電話

増築に係る既存不適格部分の建築部分について、 新耐震基準の適合性 ・ 耐震診断 により、地震に対して構造耐力上安全であることを調査・確認しましたので結果を報告します。

1．対象建築物の概要

建物名称等	名　称			
	所在地			
構造種別	□木造　□鉄骨造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□その他（　）			
階　数	地上　　階　地下　　階		延べ面積	㎡
架構形式	X方向	□ﾗｰﾒﾝ　□耐力壁（筋交等）　□その他（　）		
	Y方向	□ﾗｰﾒﾝ　□耐力壁（筋交等）　□その他（　）		
使用材料	コンクリート　　Fc＝　　N/mm2			
	鉄 筋　SD　　SR　　鋼 材			
基礎形式	□ 直接基礎（独立基礎・べた基礎・布基礎）　□ 杭基礎（既成杭・場所打ち杭）　□ その他（　）			

2．耐震診断等の方法

（財）日本建築防災協会による		
□ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」 →	□ 方法１　□ 方法２	→３－１へ
□ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」 →	□ 精密診断法１　□ 精密診断法２	→３－４へ
□ 既存鉄骨造建築物の耐震診断指針		→３－２へ
□ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準		→３－３へ
□ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準		→３－４へ
□ 公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）		→３－４へ
□ （一財）建築保全センターによる 「官庁施設の総合耐震診断基準・改修基準及び同解説」		→３－４へ
□ 屋内運動場等の耐震性能診断基準		→３－４へ
（一社）プレハブ建築協会による	昭和56年6月以降のもので	
□ 木質系工業化住宅の耐震診断法 →	□ 旧38条認定基準に適合	→３－４へ
□ 鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法 →	□ 旧38条認定または工業化住宅性能認定基準に適合	→３－４へ
□ コンクリート系工業化住宅の耐震診断法 →	□ 旧38条認定基準に適合	→３－４へ
□ 平18国交告184（別添）建築物の耐震診断の指針に定める方法		→３－４へ
□ その他の方法　（　）		→３－４へ
□ 昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（新耐震基準）に適合		→４へ

耐震診断（改修）の方針	

※耐震診断（改修）の方針は、概要を箇条書きで記入のこと。

3．耐震診断の結果（新耐震基準への適合性確認による場合以外）

☐ ３－１　日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」

木造の建築物等(木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分)

方向	階	P (kN)	E	D	Pd=P×E×D	必要耐力 Qr(kN)	耐震指標 Iw＝Pd/Qr
X	2						≧1.0
	1						≧1.0
Y	2						≧1.0
	1						≧1.0

☐ ３－２　日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」

方向	階	Eo	Fes	Z	Rt	Is=Eo/FesZRt	q値
X	3					≧0.6	≧1.0
	2					≧0.6	≧1.0
	1					≧0.6	≧1.0
Y	3					≧0.6	≧1.0
	2					≧0.6	≧1.0
	1					≧0.6	≧1.0

☐ ３－３　日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

☐ 第１次診断法

方向	階	Cw	Cc	Csc	Eo	SD	T	Is　Iso
X	3							≧0.8
	2							≧0.8
	1							≧0.8
Y	3							≧0.8
	2							≧0.8
	1							≧0.8

☐ 第２次診断法　　※第３次診断まで行う場合は３－４　その他の診断法による

方向	階	Eo	SD	T	CTU・SD	Is　Iso
X	3				≧0.3	≧0.6
	2				≧0.3	≧0.6
	1				≧0.3	≧0.6
Y	3				≧0.3	≧0.6
	2				≧0.3	≧0.6
	1				≧0.3	≧0.6

☐ ３－４　その他の診断法　別紙による（診断結果を示すもの）

※劣化状況（劣化度低減係数、経年指標、診断法の劣化に関する適用範囲等）、形状指標については採用値等の根拠となる資料を添付すること。

※耐震補強を行う場合は補強後の数値を記入し、補強計画図を添付すること。

※診断に用いた図面、その他必要と認め指示したものを添付すること。

4．劣化状況等の現地調査結果（新耐震基準への適合性確認による場合）

調査位置	調査内容	調査方法	原因、影響、対策についての考察
☐ 床	☐ ひびわれ		
☐ 大梁	☐ 腐食状況		
☐ 壁	☐ 傾斜、たわみ、座屈等の変形		
☐ 柱	☐ 柱梁接合部・溶接部の確認		
☐ 基礎	☐ 亀裂		
☐ その他	☐ 不同沈下		
（　　）	☐ その他（　　）		

※全景(全周）及び劣化状況の写真（部位・状況を記入）を添付すること。

5．報告者（設計者）の所見

※耐震改修・補修等も含めて設計者の判断を記入すること。

（名古屋市用参考書式）　　年　月　日

用途変更における構造耐力関係報告書

設計者　住所
資格　（　）建築士（　）登録第　号
事務所名
氏名
電話　－　－

本用途変更を行う建築物について、建築当時は構造関係規定に適法であったこと、及び、その状態が現在まで維持されていることを調査・確認しました。
また、用途変更により建築物の構造上の危険性は増大しないことを確認しましたので報告します。

1. 建築物の概要

建築物名称等	名　称						
	所有者（管理者）						
	所在地						
	用　途（建設当時）				竣工年月		
	設計者（建設当時）						
	施工者（建設当時）						
建築物履歴　※1	増築、改築、用途変更	☐ 無　☐ 有　（　年　増・改・修・模・用・除　㎡）					
	修繕・模様替　、除却	（　年　増・改・修・模・用・除　㎡）					
	火災等被災歴	☐ 無　☐ 有　（　年被災　）					
構造概要	☐ 木造　☐ 鉄骨造　☐ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　☐ 鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　☐ その他（　）						
階							合計
床面積（㎡）							

2. 設計図書等の有無

意匠図	☐ 有　☐ 無	構造図	☐ 有　☐ 無
構造計算書	☐ 有　☐ 無	施工図・竣工図	☐ 有　☐ 無
確認申請書	☐ 有　☐ 無　☐ 不明	確認番号	
確認済証	☐ 有　☐ 無　☐ 不明	検査済証	☐ 有　☐ 無　☐ 不明

3. 新築又は増築等の時期を示す書類　※2

☐ 検査済証	☐ 確認済証	☐ 登記事項証明書
☐ その他（　）		

4. 建築基準関係規定への適合

☐ 建築当時の構造関係規定に適合していること、及び、その状態が現在まで維持されていることを確認した		
確認方法	☐ 現地調査	☐ 図面（ 意匠図 ・ 構造図 ・ 施工図 ）と現地の照合 **※3**
	☐ その他（ ）	

5. 本用途変更により既存建築物の危険性が増大しないことの確認

（荷重）

☐ 固定荷重＋積載荷重の値が用途変更前後で増えないことを確認した **※4**
☐ 用途変更部分は土間コンクリートであり、基礎への影響がないことを確認した **※5**
☐ その他の確認方法（ ）

（構造耐力上主要な部分等の変更）

☐ 無
☐ 有（変更内容 ）**※6**

6. 総合所見

※ 記入欄が不足する場合は、別紙添付

＜添付図書＞

※1 既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと

※2 建築年が明記された公的証明書：確認済証（写）、検査済証（写）、登記事項証明書又はその他証明書等

※3 図面と現地を照合する際に用いた建築当時の図面（写）を添付すること

※4 荷重比較表（固定荷重＋積載荷重を用途変更前後で比較したもの）、及び荷重比較の根拠となる資料（建築当時の設計荷重が確認できる計算書の抜粋、意匠図面等）を添付すること

※5 根拠となる資料を添付すること

※6 建築物の危険性が増大しないことを示す検討書を添付すること

※ 設計図書には用途変更する範囲を明確にすること

その他必要と認め指示したものを添付すること

工事監理状況報告書

（鉄骨造・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　構造関係）

名古屋市建築主事　様　　年　月　日

確認年月日・番号	年　月　日　第　－　号
(計画変更年月日・番号	年　月　日　第　－　号
建築主	
建築場所	区

上記、建築物の構造に関する工事監理の状況について次のとおり報告します。

工事監理者	担当者/連絡先　/電話番号
工事施工者	担当者/連絡先　/電話番号

・建築確認図書と照合した結果、変更は、□ ありません　□ あります　※変更がある場合は、名古屋市の構造担当者に確認のうえ、次の手続きが必要です。
・変更については、□ 計画変更済 □ 記載事項変更届済 □ 今回の中間検査・完了検査時の書類と併せて軽微な変更報告書を添付します。

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果（最終確認日）	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
1	建築確認済の表示等	建築確認済表示板等の設置	□ 現場確認	□適 □不適 〔　〕		
2	工事現場の危害の防止	仮囲い、根切り・山留め工事等に対する危害防止 落下物に対する防護措置等	□ 現場確認	□適 □不適 〔　〕		
3	敷地の衛生及び安全	敷地の高低差、がけ・土留め・擁壁等の状況	□ 関係図書と現場照合	□適 □不適 〔　〕		
4	建築物の外観・形状・寸法	柱・梁・壁・床版等の位置	□ 関係図書と現場照合	□適 □不適		
		建物の通り芯等主要寸法(柱間、階高等)の確認	□ 関係図書と現場照合			
		EXP.Jの位置、離隔寸法の確認	□ 関係図書と現場照合	〔　〕		
5	地盤・基礎（6・7・8 共通）	支持地盤の位置、種類、支持力等	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		□ 調査報告書
		支持地盤の土質の確認	□ 関係図書と現場照合			
		確認以降の地盤調査(載荷試験等) ｜無｜有→	□ 立会確認記録の確認 □ 構造設計者への確認	〔　〕		
6	地盤改良	地盤改良の種類・品質管理 (改良体の配合計画・試験方法等) □ 深層改良 □ 浅層改良 □ その他(　)	□ 施工計画書確認 □ 品質管理記録と照合	｜適｜不適 〔　〕		□ 施工報告書 □ 施工写真 □ 改良体試験報告
7	杭工事	杭工法の種類と仕様、杭径、長さ、本数、位置 □ 既製杭 □ 場所打ち杭 □ その他(　)	□ 関係図書と現場照合 □ 品質管理記録と照合 □ 自主検査記録の確認 □ 関係図書とミルシート照合	｜適｜不適 〔　〕		□ 施工報告書 □ 施工写真 □ ミルシート ※高強度筋の場合 □ 配筋写真
		杭の偏心の有無、補強等 許容範囲外の芯ずれ等 ｜無｜有→	□ 関係図書と現場照合 □ 構造設計者への確認	｜適｜不適		
		杭継手の仕様・品質	□ 関係図書と現場照合 □ 品質管理記録と照合	〔　〕		
		杭頭の処理及び補強	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適 〔　〕		□ 施工写真
		主筋等の鉄筋、規格、品質、径、本数、位置、定着、かぶり厚さ	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適 〔　〕		
		杭工事打設コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 □ JIS認証工場 □ その他(　)	□ 品質管理記録確認 □ 配合計画書等確認 確認を行った試験結果 □ 4週圧縮強度試験 □ 塩化物量試験 □ ｱﾙｶﾘ骨材反応試験	｜適｜不適 〔　〕		□ 4週強度報告
	※既成コンクリート杭（埋め込みエ法）の場合	□ 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を把握し、整合していることを確認した				
		□ くいの支持層への到達等の技術的判断方法等が基礎ぐい工事に係る施工計画に適切に定められていることを確認				
		□ 基礎ぐい工事に係る設計図書及び施工計画の内容を踏まえ、工事監理方針を決定した				
		試験ぐいの工事監理方法 □ 監理者が立ち合い □ 報告書で確認 □ 担当者が立ち合い				
		本ぐいの工事監理方法 □ 監理者が立ち合い □ 施工者の検査記録、写真等の書類を確認 □ 元請施工者が施工に立ち会ったことを確認				
8	基礎工事	根入れ深さ、基礎フーチングの位置、形状、寸法	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		□ ミルシート ※高強度筋の場合 □ 配筋写真
		鉄筋の種類、規格、品質	□ 関係図書と現場照合			
		ベース筋等の径、本数、位置、間隔	□ 関係図書と現場照合			
		柱・地中梁の位置、形状、寸法	□ 関係図書と現場照合			
		地中梁の断面寸法、主筋径、本数、位置	□ 関係図書と現場照合			
		あばら筋の径、位置、間隔、形状	□ 関係図書と現場照合			
		偏心による補強等の確認 偏心の有無 ｜無｜有→	□ 関係図書と現場照合 □ 構造設計者への確認			
		各部鉄筋のコンクリートのかぶり厚さ	□ 関係図書と現場照合	〔　〕		
		各部鉄筋の継手・定着・圧接状況の確認 継手種類 □ 重ね □ 圧接 □ 溶接 □ 機械 検査方法 □ 引張 □ 超音波 □ その他	□ 品質管理記録確認 □ 関係図書と現場照合	｜適□不適 〔　〕		□ 継手状況写真
		基礎工事躯体コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 □ JIS認証工場 □ その他(　)	□ 配合計画書等確認 □ 品質管理記録確認 確認を行った試験結果 □ 4週圧縮強度試験 □ 塩化物量試験 □ ｱﾙｶﾘ骨材反応試験	｜適｜不適 〔　〕		□ 4週強度報告

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果（最終確認日）	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
9	躯体工事（鉄筋・コンクリート工事に関する部分）	鉄筋の種類、規格、品質	□ 品質管理記録と照合 □ 関係図書と現場照合	｜適｜不適 （　　）		□ ミルシート ※高強度筋の場合
	（全体）	コールドジョイント、ジャンカ、かぶり不足等の施工不良がないこと	□ 自主検査記録の確認	｜適｜不適		
		型枠内清掃状況の確認	□ 自主検査記録の確認			
		設備配管等の配置確認及び部材の断面欠損の検討	□ 自主検査記録の確認	（　　）		
		各部鉄筋の継手・定着・余長・圧接状況の確認 継手種類 □ 重ね □ 圧接 □ 溶接 □ 機械 検査方法 □ 引張 □ 超音波 □ その他	□ 品質管理記録確認 □ 関係図書と現場照合	｜適｜不適 （　　）		□ 継手状況写真
		躯体コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 □ JIS認証工場 □ その他（　　）	□ 品質管理記録確認 □ 配合計画書等確認 確認を行った試験結果 □ 4週圧縮強度試験 □ 塩化物量試験 □ アルカリ骨材反応試験	｜適｜不適 （　　）		□ 4週強度報告
	（柱）	位置、形状、寸法	□ 品質管理記録と照合	｜適｜不適		□ 配筋写真
		主筋、帯筋等の種類、径、本数、位置、XY方向、間隔	□ 関係図書と現場照合			
		最下階の主筋の定着、止まり筋の状況	□ 関係図書と現場照合			
		梁との仕口部帯筋、補強筋の確認	□ 関係図書と現場照合			
		最上階柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋出隅フック	□ 関係図書と現場照合	（　　）		
	（壁）	耐震壁及び雑壁の位置、形状、壁厚、寸法	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		□ 配筋写真
		縦・横筋の径、ピッチ、位置	□ 関係図書と現場照合			
		縦・横筋の定着、継手長さ	□ 関係図書と現場照合			
		壁交差部、開口部補強筋	□ 関係図書と現場照合			
		スリットの位置、形状及び配筋確認	□ 関係図書と現場照合	（　　）		
	（梁）	位置、形状、寸法	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		
		主筋、あばら筋等の種類、径、本数、位置、間隔	□ 関係図書と現場照合			□ 配筋写真
		主筋の定着方法、長さ	□ 関係図書と現場照合			
		貫通口の位置、補強状況 □ 補強筋は既製品使用	□ 関係図書と現場照合 □ 位置大きさ、補強確認	（　　）		□ 貫通補強写真
	（床）	床版厚さと支持条件、寸法、位置	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		□ 配筋写真
		主筋・配力筋の径、方向、位置、ピッチ	□ 関係図書と現場照合			
		上筋の位置確保の状況	□ 関係図書と現場照合			
		隅部・開口部・設備配管への補強 □ 仮設開口等あり	□ 関係図書と現場照合 □ 位置大きさ、補強確認	（　　）		
	（階段）	階段の位置、形状、寸法	□ 関係図書と現場照合	｜適｜不適		□ 配筋写真
		階段主筋等の径、本数、位置	□ 関係図書と現場照合	（　　）		
10	鉄骨工事	「鉄骨造建築物品質適正化取扱い要領・同解説」による以下の報告書類で提出するものにチェックしてください。				
		□ 鉄骨製作工場認定書、別添、指定書（写） →☑の場合、以下の（★）の報告書類の添付は不要です	□ 「鉄骨造建築物品質適正化取扱い要領・同解説」に基づく品質管理の確認 □ 関係図書と現場照合			
		□ 超音波探傷試験結果報告書（現場溶接） □ 超音波探傷試験状況写真	□ 鉄骨工事施工状況報告書 ：（★） □ SS材、SM材以外のミルシート（写） ：（★）			
		現場写真 □ 鉄骨製作工場名の表示板設置状況の近景・遠景写真 □ 建方状況写真 □ 柱・梁仕口状況写真 □ 梁・柱継手状況、デッキPL接続状況写真 □ 柱脚・ブレース端部状況写真 □ 工事監理者の各検査状況写真	□ 柱脚、アンカーボルト、認定材料等のミルシート（写）二次部材は不要 □ 鋼材の流通経路を示した書類（写） ：（★） □ 超音波探傷試験結果報告書（工場溶接） ： □ 5F以上又は3000㎡超で第三者検査の場合は契約書（写） ：（★） □ 超音波探傷試験状況写真 ：（★） 鉄骨工場写真 □ 鉄骨工場における梁ウェブ補強写真 ：（★） □ 鉄骨工場における柱ダイヤフラム取付状況写真 ：（★）			
11	特定天井	天井面構成部材の種類・規格・形状・位置・寸法	□ 関係図書と現場照合	□適 □不適		□ 天井ふところ内部全景写真
		吊り材の種類・規格・形状・位置・寸法	□ 関係図書と現場照合			
		斜め部材の種類・規格・形状・位置・寸法	□ 関係図書と現場照合			□ 吊り材長さ計測状況写真
		接合部の種類・規格・形状・位置・寸法・接合状況	□ 関係図書と現場照合			
		クリアランスの寸法・状況	□ 関係図書と現場照合			□ クリアランス計測状況写真
		あと施工アンカーの強度検査の結果・サンプル数	□ 関係図書と報告書照合			
		天井材の防錆措置の状況	□ 関係図書と現場照合	（　　）		
12	特殊な工法等	特別な材料や特殊な工法については、提出書類を名古屋市の構造担当者と別途打合せのうえ添付してください。				
13	その他					

（注意事項）

・照合したものは□内にすべてチェックしてください。照合結果欄にはできる限り日付を記入してください。
・該当する報告書類は、□内にチェックし添付してください。
・今回、軽微な変更報告書を添付する場合は、変更内容がわかるように、『13その他』欄へ明記してください。
・1～12までに記入できない事項の監理報告、構造設計者に意見を聞いた事項等がある場合は『13その他』欄へ明記してください。
・本報告書は中間検査・完了検査申請書第四面の構造関係について報告するものです。第四面に重複して記入する必要はありません。

工事監理状況報告書

— 木造軸組工法　構造関係 —

名古屋市建築主事　様　　年　月　日

確認年月日・番号	年　月　日　第　－　号
(計画変更年月日・番号)	年　月　日　第　－　号
建築主	
建築場所	区

上記、建築物の構造に関する工事監理の状況について次のとおり報告します。

工事監理者	担当者/連絡先　/電話番号
工事施工者	担当者/連絡先　/電話番号

・建築確認図書と照合した結果、変更は、☐ ありません　☐ あります　※変更がある場合は、名古屋市の構造担当者に確認のうえ、次の手続きが必要です。
・変更については、☐ 計画変更済　☐ 記載事項変更届済　☐ 今回の中間検査・完了検査時の書類と併せて軽微な変更報告書を添付します。

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果（最終確認日）	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
1	建築確認済の表示等	建築確認済表示板等の設置	☐ 現場確認	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
2	工事現場の危害の防止	仮囲い、根切り・山留め工事等に対する危害防止 落下物に対する防護措置等	☐ 現場確認	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
3	敷地の衛生及び安全	敷地の高低差、がけ・土留め・擁壁等の状況	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
4	建築物の外観・形状・寸法	柱・梁・壁・床版等の位置	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		
		建物の通り芯等主要寸法(柱間、階高等)の確認	☐ 関係図書と現場照合	( )		
		EXP.Jの位置、離隔寸法の確認	☐ 関係図書と現場照合			
5	地盤・基礎（6・7・8 共通）	支持地盤の位置、種類、支持力等	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		☐ 調査報告書
		支持地盤の土質の確認	☐ 関係図書と現場照合			
		確認以降の地盤調査(載荷試験等) ☐ 無 ☐ 有 ----------▶	☐ 立会確認記録の確認 ☐ 構造設計者への確認	( )		
6	地盤改良	地盤改良の種類・品質管理 (改良体の配合計画・試験方法等) ☐ 深層改良　☐ 浅層改良 ☐ その他( )	☐ 施工計画書確認 ☐ 品質管理記録と照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工報告書 ☐ 施工写真 ☐ 改良体試験報告
7	杭工事	杭工法の種類と仕様、杭径、長さ、本数、位置 ☐ 既製杭 ☐ その他( )	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 品質管理記録と照合 ☐ 自主検査記録の確認 ☐ 関係図書とミルシート照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工報告書 ☐ 施工写真 ☐ ミルシート ※高強度筋の場合 ☐ 配筋写真
		杭の偏心の有無、補強等 許容範囲外の芯ずれ等 ☐ 無 ☐ 有 ----------▶	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 構造設計者への確認	☐ 適 ☐ 不適		
		杭継手の仕様・品質　☐ 無 ☐ 有	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 品質管理記録と照合	( )		
		杭頭の処理及び補強	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工写真
8	基礎工事	根入れ深さ、基礎フーチングの位置、形状、寸法	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		☐ ミルシート ※高強度筋の場合
		鉄筋の種類、規格、品質	☐ 関係図書と現場照合			
		ベース筋等の径、本数、位置、間隔	☐ 関係図書と現場照合			☐ 配筋写真
		柱・地中梁の位置、形状、寸法	☐ 関係図書と現場照合			
		地中梁の断面寸法、主筋径、本数、位置	☐ 関係図書と現場照合			
		あばら筋の径、位置、間隔、形状	☐ 関係図書と現場照合			
		偏心による補強等の確認	☐ 関係図書と現場照合			
		偏心の有無 ☐ 無 ☐ 有 ----------▶	☐ 構造設計者への確認			
		各部鉄筋のコンクリートのかぶり厚さ	☐ 関係図書と現場照合	( )		
		各部鉄筋の継手・定着・圧接状況の確認 継手種類 ☐ 重ね ☐ 圧接 ☐ 溶接 ☐ 機械 検査方法 ☐ 引張 ☐ 超音波 ☐ その他	☐ 品質管理記録確認 ☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 継手状況写真
		基礎工事躯体コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 ☐ JIS認証工場 ☐ その他( )	☐ 配合計画書等確認 ☐ 品質管理記録確認 確認を行った試験結果 ☐ 4週圧縮強度試験 ☐ 塩化物量試験 ☐ アルカリ骨材反応性試験	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 4週強度報告

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果 (最終確認日)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
9	木工事 (材料)	木材の品質(節・腐れ等)	□ 品質管理記録と照合	□ 適 □ 不適		
		部材寸法の確認	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(床構面)	床根太間隔	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		床開口部の補強	□ 関係図書と現場照合			
		床材の厚さ	□ 関係図書と現場照合			
		根がらみ貫の配置	□ 関係図書と現場照合			
		火打ち材の設置状況	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(土台)	基礎との緊結状況(ホールダウン金物、アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置)	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		火打ち土台の形状、仕口の確認	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(柱、はり)	柱、はりの主要部材の配置	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		柱の形状	□ 関係図書と現場照合			
		隅柱の補強(通し柱に代わる管柱)	□ 関係図書と現場照合			
		柱・横架材の継ぎ手、仕口及び緊結状況、接合部	□ 関係図書と現場照合			
		各部材、欠込み部の補強確認	□ 関係図書と現場照合			
		構造耐力上支障のある欠込みがないこと	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(筋かい、耐力壁)	変則的な架構の補強対策の有無	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		筋かいの配置、種類、形状	□ 関係図書と現場照合			
		筋かい端部の緊結状況、接合部	□ 関係図書と現場照合			
		構造用合板・プラスターボードの種類、釘の寸法及びピッチ	□ 関係図書と現場照合			
		各部材、欠込み部の補強確認	□ 関係図書と現場照合			
		構造耐力上支障のある欠込みがないこと	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(床組の仕様)	床組の仕様(剛な床)	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		火打ちばりの位置、形状	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(小屋組)	小屋組の主要部材の配置	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		小屋組の振れ止め、あおり止めの配置	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(防腐処理等)	床の高さ(床下の防湿措置)	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		
		床下換気孔	□ 関係図書と現場照合			
		防腐措置	□ 関係図書と現場照合			
		防蟻措置	□ 関係図書と現場照合			
		準耐火仕様のチェック(準耐火建築物の場合)	□ 関係図書と現場照合	( )		
10	その他					
(注意事項)		・照合したものは□内にすべてチェックしてください。照合結果欄にはできる限り日付を記入してください。 ・該当する報告書類は、□内にチェックし添付してください。 ・今回、軽微な変更報告書を添付する場合は、変更内容がわかるように、『10その他』欄へ明記してください。 ・1～9までに記入できない事項の監理報告、構造設計者に意見を聞いた事項等がある場合は『10その他』欄へ明記してください。 ・本報告書は中間検査・完了検査申請書第四面の構造関係について報告するものです。第四面に重複して記入する必要はありません。				

工事監理状況報告書

— 木造枠組壁工法　構造関係 —

名古屋市建築主事　様　　年　月　日

確認年月日・番号	年　月　日　第　ー　号
(計画変更年月日・番号)	年　月　日　第　ー　号
建築主	
建築場所	区

上記、建築物の構造に関する工事監理の状況について次のとおり報告します。

工事監理者	担当者/連絡先　/電話番号
工事施工者	担当者/連絡先　/電話番号

・建築確認図書と照合した結果、変更は、☐ ありません　☐ あります　※変更がある場合は、名古屋市の構造担当者に確認のうえ、次の手続きが必要です。
・変更については、☐ 計画変更済　☐ 記載事項変更届済　☐ 今回の中間検査・完了検査時の書類と併せて軽微な変更報告書を添付します。

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果(最終確認日)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
1	建築確認済の表示等	建築確認済表示板等の設置	☐ 現場確認	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
2	工事現場の危害の防止	仮囲い、根切り・山留め工事等に対する危害防止 落下物に対する防護措置等	☐ 現場確認	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
3	敷地の衛生及び安全	敷地の高低差、がけ・土留め・擁壁等の状況	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		
4	建築物の外観・形状・寸法	柱・梁・壁・床版等の位置	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		
		建物の通り芯等主要寸法(柱間、階高等)の確認	☐ 関係図書と現場照合			
		EXP.Jの位置、離隔寸法の確認	☐ 関係図書と現場照合	( )		
5	地盤・基礎(6・7・8 共通)	支持地盤の位置、種類、支持力等	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		☐ 調査報告書
		支持地盤の土質の確認	☐ 関係図書と現場照合			
		確認以降の地盤調査(載荷試験等) ☐ 無 ☐ 有 ----------→	☐ 立会確認記録の確認 ☐ 構造設計者への確認	( )		
6	地盤改良	地盤改良の種類・品質管理 (改良体の配合計画・試験方法等) ☐ 深層改良　☐ 浅層改良 ☐ その他( )	☐ 施工計画書確認 ☐ 品質管理記録と照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工報告書 ☐ 施工写真 ☐ 改良体試験報告
7	杭工事	杭工法の種類と仕様、杭径、長さ、本数、位置 ☐ 既製杭 ☐ その他( )	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 品質管理記録と照合 ☐ 自主検査記録の確認 ☐ 関係図書とミルシート照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工報告書 ☐ 施工写真 ☐ ミルシート ※高強度筋の場合 ☐ 配筋写真
		杭の偏心の有無、補強等 許容範囲外の芯ずれ等 ☐ 無 ☐ 有 ----------→	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 構造設計者への確認	☐ 適 ☐ 不適		
		杭継手の仕様・品質	☐ 関係図書と現場照合 ☐ 品質管理記録と照合	( )		
		杭頭の処理及び補強	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 施工写真
8	基礎工事	根入れ深さ、基礎フーチングの位置、形状、寸法	☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適		☐ ミルシート ※高強度筋の場合 ☐ 配筋写真
		鉄筋の種類、規格、品質	☐ 関係図書と現場照合			
		ベース筋等の径、本数、位置、間隔	☐ 関係図書と現場照合			
		柱・地中梁の位置、形状、寸法	☐ 関係図書と現場照合			
		地中梁の断面寸法、主筋径、本数、位置	☐ 関係図書と現場照合			
		あばら筋の径、位置、間隔、形状	☐ 関係図書と現場照合			
		偏心による補強等の確認	☐ 関係図書と現場照合			
		偏心の有無 ☐ 無 ☐ 有 ----------→	☐ 構造設計者への確認			
		各部鉄筋のコンクリートのかぶり厚さ	☐ 関係図書と現場照合	( )		
		各部鉄筋の継手・定着・圧接状況の確認 継手種類 ☐ 重ね ☐ 圧接 ☐ 溶接 ☐ 機械 検査方法 ☐ 引張 ☐ 超音波 ☐ その他	☐ 品質管理記録確認 ☐ 関係図書と現場照合	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 継手状況写真
		基礎工事躯体コンクリートの種類・規格・品質の検査状況 ☐ JIS認証工場 ☐ その他( )	☐ 配合計画書等確認 ☐ 品質管理記録確認 確認を行った試験結果 ☐ 4週圧縮強度試験 ☐ 塩化物量試験 ☐ ｱﾙｶﾘ骨材反応性試験	☐ 適 ☐ 不適 ( )		☐ 4週強度報告

	確認項目	照合内容等	照合方法等	照合結果 (最終確認日)	不適の場合の建築主への報告 構造設計者への確認事項等	別添報告書類
9	木工事 (材料)	使用材料の品質確認	□ 品質管理記録と照合 □ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適 ( )		
	(土台)	基礎との緊結状況(ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄの材質、形状、寸法及び配置)	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		部材の寸法	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(床構面)	床根太等の寸法、大きさ	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		床根太間隔、支点間距離	□ 関係図書と現場照合			
		転び止め	□ 関係図書と現場照合			
		床開口部の補強	□ 関係図書と現場照合			
		耐力壁直下の床根太補強	□ 関係図書と現場照合			
		床材の厚さ	□ 関係図書と現場照合			
		床の枠組と床材の緊結、釘の間隔と種類	□ 関係図書と現場照合			
		床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台または頭つなぎとの緊結	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(耐力壁等)	耐力壁の配置、寸法	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法	□ 関係図書と現場照合			
		耐力壁線相互の距離、耐力壁線に囲まれた部分の水平投影面積	□ 関係図書と現場照合			
		耐力壁のたて枠相互の間隔	□ 関係図書と現場照合			
		耐力壁の隅角部及び交差部の補強	□ 関係図書と現場照合			
		頭つなぎ	□ 関係図書と現場照合			
		屋外に面する耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの緊結	□ 関係図書と現場照合			
		壁の枠組と壁材との緊結、釘の間隔と種類	□ **関係図書と現場照合**			
		引き抜き金物の配置、種類	□ 関係図書と現場照合			
		耐力壁線に設ける開口部の幅	□ 関係図書と現場照合			
		幅900ミリ以上の開口部上部のまぐさ受け	□ 関係図書と現場照合			
		各部分の緊結	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(根太等の横架材)	構造耐力上支障のある欠込みがないこと	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適 ( )		□ 状況写真
	(小屋組)	垂木及び天井根太の寸法	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		□ 状況写真
		垂木つなぎの配置	□ 関係図書と現場照合			
		振れ止めの取付方法等	□ 関係図書と現場照合			
		垂木又はトラス頭つなぎ及び上枠との緊結	□ 関係図書と現場照合			
		各部材相互の緊結	□ 関係図書と現場照合			
		屋根下張り材の厚さ、釘の間隔と種類	□ 関係図書と現場照合			
		屋根等に設ける開口部補強	□ 関係図書と現場照合	( )		
	(防腐処理等)	床下換気孔の位置、寸法	□ 関係図書と現場照合	□ 適 □ 不適		
		防腐措置・金物等のさび止め処置	□ 関係図書と現場照合			
		防蟻措置	□ 関係図書と現場照合			
		準耐火仕様のチェック(準耐火建築物の場合)	□ **関係図書と現場照合**	( )		
10	その他					
(注意事項)		**・照合したものは□内にすべてチェックしてください。照合結果欄にはできる限り日付を記入してください。 ・該当する報告書類は、□内にチェックし添付してください。 ・今回、軽微な変更報告書を添付する場合は、変更内容がわかるように、『10その他』欄へ明記してください。 ・1～9までに記入できない事項の監理報告、構造設計者に意見を聞いた事項等がある場合は『10その他』欄へ明記してください。 ・本報告書は中間検査・完了検査申請書第四面の構造関係について報告するものです。第四面に重複して記入する必要はありません。**				

鉄骨工事施工状況報告書

年　　月　　日

名古屋市建築主事　様

建築主　住所

氏名

電話

工事監理者	（　　）建築士　（　　）登録　第　　号 〒 住所　　氏名　　電話 （　　）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号
工事施工者	〒 住所　　氏名　　電話

建築物及び鉄骨工事の概要

建築工事の名称		確認済証交付年月日及び番号	年　月　日		
建築場所					
主要用途		建築面積	㎡	延べ面積	㎡
階数	地上　階／地下　階	軒の高さ	m	最大スパン	m
構造種別	S造　SRC造　（　　）	架構形式	ラーメン　ブレース　（　　）		
確認に擁した図書と設計図書との照合結果等	照合結果（　相違あり　相違なし　） 照合結果に相違があった場合、設計図書が訂正されたことの確認　（　確認済　未確認　）				
確認済証交付後の変更事項					

主要部材の使用部位及び鋼種

部位	鋼材種別	重量	高力ボルトの種類	JIS型	（F　T、　）・径（M　）
				トルシア型	（F　T、　）・径（M　） （S　T、　）・径（M　） （S　T、　）・径（M　）
			高力ボルトの種類	接合方法 摩擦、引張	摩擦面の処理 1.母材：　2.ｽﾌﾟﾗｲｽPL：

溶接継目の部位・鋼材の種類及び品質条件

	部位	鋼材種別	品質条件等		部位	鋼材種別	品質条件等
工場溶接			（突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉）	現場溶接			（突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉） （突合せ・すみ肉）

鉄骨製作工場の名称等の現場表示板の設置期間	年　月　日　から　年　月　日　まで

工事関係者の住所及び氏名

設計者	（　　）建築士　（　　）登録　第　　号 〒 住所　　氏名　　電話 （　　）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号
構造担当設計者	（　　）建築士　（　　）登録　第　　号 〒 住所　　氏名　　電話 （　　）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号
検査機関（検査員）	検査機関の名称　住所　電話 代表者名　（検査員氏名　資格　）
鉄骨製作工場	〒 住所　代表者名 名称　電話 大臣認定年月日　年　月　日　認定番号

鉄骨製作工場及び工事現場における試験、検査等の結果					
試験、検査等の項目		試験、検査等の方法 （記号を○又は□で囲むこと。）	検査年月日		
			工事施工者	工事監理者	検査機関
工場製作における試験、検査等の実施状況	鉄骨製作工場の決定	a　書類審査　b　工場実地調査			
	要領書・工作図の審査	a　設計図書との照合　b　図書審査承認			
	溶接方法の承認	a　要領書審査　b　承認試験			
	溶接技能者の承認	a　資格証の承認　b　技量確認試験			
	使用鋼材等の品質確認	a　ミルシートの確認　b　立会い検査			
	使用材料・製品の検査（ＨＴＢ・スタッドボルト等）	a　ミルシートの確認　b　材料試験 c　立会い検査　d　（　　）			
	現寸検査等	a　立会い検査			
	切断後の鋼材品質確認	a　立会い検査　b　確認試験			
	組立て検査	a　開先形状　b　ルート間隔　c　目違い d　裏当て・エンドタブ　e　組立て溶接			
	製品の社内検査実施状況の確認	a　製品の社内検査報告書確認 b　（　　）c　（　　）			
	鉄骨製品の受入れ検査	a　溶接部外観検査(溶接部の精度・表面欠陥) b　超音波探傷検査　c　補正措置 d　部材表面検査　e　寸法検査 f　取合部検査　g　（　　）h　（　　）			
現場施工における試験、検査等の実施状況	ＲＣ部との接合(柱脚等)	a　設計図書との照合			
	アンカーボルトの埋込み等	a　設計図書との照合			
	建方、建方精度	a　建方精度　b　建入れ直し c　倒壊防止精度　d　仮締めボルト			
	トルシア型ＨＴＢ受入れ検査	a　規格品証明書　b　導入張力確認試験			
	摩擦接合面の確認	a　目視　b　（　　）			
	食違い、肌すき検査	a　目視　b　（　　）			
	高力ボルト本締め検査	a　目視　b　（　　）			
	共廻り、締忘れ検査	a　目視　b　（　　）			
	要領書、加工図の承認	a　設計図書との照合			
	溶接方法の承認	a　要領書　b　承認試験			
	溶接技能者の承認	a　資格証　b　技量確認試験			
	溶接作業条件の承認	a　要領書			
	開先形状、ルート間隔、目違い、隙間	a　目視　b　溶接ゲージ c　（　　）d　（　　）			
	仮付け溶接、裏当て、エンドタブ	a　目視　b　溶接ゲージ c　（　　）d　（　　）			
	溶接部の検査	a　外観検査　b　内部欠陥検査			

所見	工場製作について	現場施工について	
		内部欠陥検査の方法	
		検査率	
		その他所見	

備考　1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2　「所見」欄は、試験、検査等の結果、不合格のあった場合に、当該項目及びその後の措置並びに再検査年月日及び再検査の結果の合否について記入すること。
3　次に掲げる図書等を添付すること。
(1)　鋼材の品質を証明し、かつ、流通経路を示す書類の写し
(2)　鉄骨製作に関する試験、検査等の実施状況を示す写真
(3)　鉄骨製作に関する受入れ検査を第三者に委託した場合の契約書の写し
(4)　建築現場における鉄骨製作工場の名称の現場表示板が設置されたことを確認できる写真（遠景・近景）

検査時構造提出書類一覧（チェックリストとして利用し、提出書類に添付してください。）

・**完了検査申請時**に、提出が必要な構造関係の書類を主な構造種類別に一覧にしたものです。（建築物・工作物対象）
・**中間検査がある場合**は、中間検査申請時に検査を行う特定工程までの部分を提出し、完了検査申請時に、中間検査で提出した工程以降の部分を提出してください。
・**法第6条第1項第三号の建築物は除きます**（ただし、建築基準法施行規則第4条第1項第二号に掲げる工事写真の添付が必要です）。

項目	提出書類	RC造	S造	SRC造	W造
	□ 工事監理状況報告書 ※構造種別に応じた様式を使用	●	●	●	●
Ⅰ）地盤	□ ①地盤調査報告書 ※確認以降に調査をした場合	○	○	○	○
	□ ②杭の施工報告書 ※杭芯ずれの報告が含まれていること	○	○	○	○
	□ ③平板載荷試験等の結果	○	○	○	○
	□ ④地盤改良施工報告書及び一軸圧縮試験等	○	○	○	○
Ⅱ）工事写真	□ ①工事監理者の立会い状況	●	●	●	●
	②配筋写真 基礎	□杭 □杭頭補強 □基礎 □地中梁 （各部分で1ヶ所程度）	●	●	●	●
	②配筋写真 各階	□柱 □梁 □床 □壁 （各階で各部分1ヶ所程度）	●	○	●	
	②配筋写真 任意階	□片持床 □階段 （各部分で1ヶ所程度）	○	○	○	
	②配筋写真 補強	□梁スリーブ補強 □壁開口補強 （各部分で1ヶ所程度）	○	○	○	○
	②配筋写真 接合	□継手 □定着 □主筋圧接 （各部分で1ヶ所程度）	●	●	●	●
	②配筋写真 スリット	□スリット施工状況 （1ヶ所程度）	○		○	
	③鉄骨写真 工場	□鉄骨工場における溶接部仮付け状態		●※1	●※1	
	③鉄骨写真 工場	□柱ダイアフラム取付状況		○※1	○※1	
	③鉄骨写真 現場	□鉄骨製作工場名の表示板設置状況写真（遠景・近景）		●	●	
	③鉄骨写真 現場	□柱脚部柱型（アンカーボルトセット時）		●	●	
	③鉄骨写真 現場	□建方完了時の柱脚部おさまり □建方完了時 全景		●	●	
	③鉄骨写真 現場	□柱梁仕口 □継手 □壁ブレース端部 □梁ウェブ補強		●	●	
	③鉄骨写真 検査	□超音波探傷検査実施状況		●※2	●※2	
	④木造	□軸組 □耐力壁 □小屋組 □床組 □仕口その他の接合部				●
	⑤特定天井	□天井ふところ内部の全景 □吊り材の長さ計測状況	○	○	○	○
	⑤特定天井	□吊り天井と壁等とのクリアランス計測状況	○	○	○	○
Ⅲ）鉄骨造建築物品質適正化等（工作物は不要）	□ ①鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写し			●	●	
	□ ②鉄骨工事施工状況報告書			●※1	●※1	
	□ ③鉄骨流通経路を示した書類の写し ※SN材・BCR材・BCP材・STKN材・TMCP材のみ			●※1	●※1	
	□ ④鋼材規格証明書(ミルシート)の写し ※SN材・BCR材・BCP材・STKN材・TMCP材のみ			●※1	●※1	
	□ ⑤超音波探傷検査結果（現場・工場）の写し			●※2	●※2	
	□ ⑥超音波探傷検査における第三者機関との契約書の写し（5階以上又は3,000㎡超）			●※1	●※1	
Ⅳ）構造材料	□ ①コンクリートの四週圧縮強度試験結果（工作物は不要） ※以下の場合は第三者機関による試験結果、その他の場合は第三者又は自社による試験結果 ・普通コンクリートの設計基準強度が36N/mm²を超えるとき ・軽量コンクリートの設計基準強度が22.5 N/mm²を超えるとき	●	●	●	●
	□ ②PC鋼線，PC鋼棒の規格証明書	○	○	○	○
	□ ③上記以外の認定材料等特殊な材料の規格証明書の写し又は材料試験結果書の写し ※認定柱脚，高強度鉄筋等	○	○	○	○
	□ ④アンカーボルトの規格証明書の写し(伸び能力のあるアンカーボルト(ABR・ABM)		○	○	

●：原則提出が必要 ○：該当する場合に提出が必要

※1 Ⅲ）①の鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することで提出を省略することができます。
※2 Ⅲ）①の鉄骨製作工場国土交通大臣認定書、別添、指定書の写しを添付することで**工場溶接に係る書類**の提出を省略することができます。

（注意） 上記表の内容で記載のないものに関しても、特に必要と認められる場合には追加提出を求めることがあります。
（鉄筋の圧接継手等の検査報告，特殊な工法の施工報告書等）
混構造の場合には提出書類が異なりますので、構造審査担当にご相談ください。

[耐震改修促進法第 17 条]耐震改修の計画の認定について

※原則として、同意を要する場合の流れである。

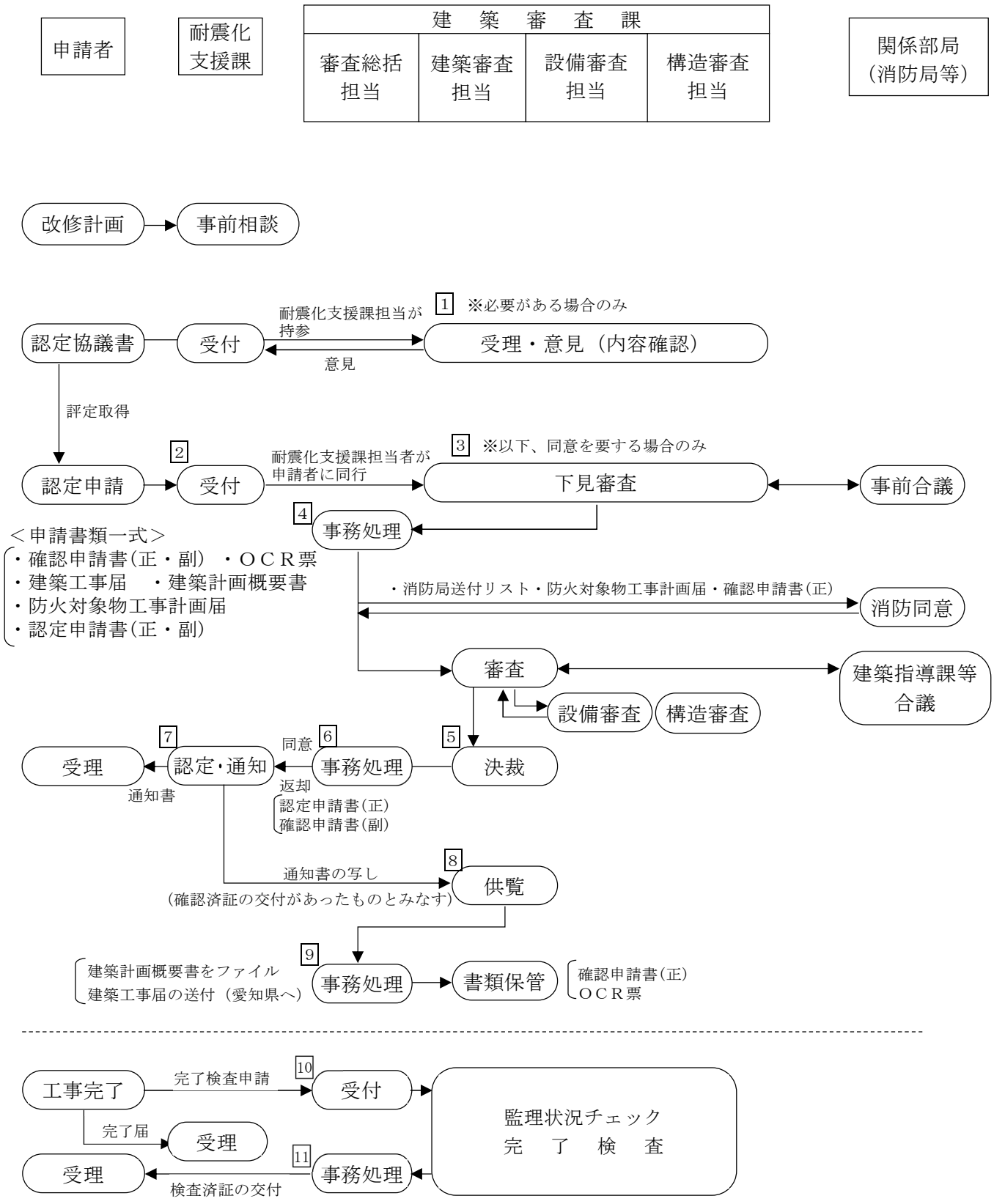

〔説明〕

1 受理・意見（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

「耐震改修促進法」、「名古屋市建築物耐震改修計画認定事務処理要綱」、「建築基準法」及び関係法令等を指針とする。特に、建築基準法に基づく確認申請の必要性の有無や日影規制に関する許可の有無に注意をする。

また、「消防法」の規定について消防局と事前に協議しなければならない。

建築基準法及び関係法令(確認申請の有無や既存不適格の内容)について、意見を求められたときは、建築審査課長まで回議の上、認定協議書に意見を付して耐震化支援課に送付する。

2 受付（耐震化支援課）

建築基準法第 6 条第 1 項の規定により建築確認申請が必要なものは、建築審査課に必要書類を提出し、耐震改修計画について建築主事に同意を求める。

3 下見審査（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

認定申請書（正)、確認申請書（正（認定申請書（正）第一面の写しを添付)、副)、OCR 票、建築計画概要書、建築工事届（県への送付)、防火対象物工事計画届（認定申請書（正）第一面の写しを添付）により、関連法令等必要な合議の有無等をチェックする。

4 事務処理(審査総括担当)

申請手数料は徴収しない。

確認申請書(正・副)に「耐震改修法による」旨を付記する。

確認申請書(正・副)、ＯＣＲ票、防火対象物工事計画届、認定申請書(正)に番号シール貼付。

「確認済証交付のお知らせ」ハガキ又は用紙は不要。

ＯＣＲ票の確認決裁欄を「同意」に訂正し、記載変更等の欄に「建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく建築主事同意」と記入する。

建築計画概要書第一面の右肩に「耐震改修法による」旨を付記する。

建築工事届第一面の受付経由機関記載欄に「耐震改修法による」旨を付記する。

システム入力の際、審査メモ欄に「建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条に基づく同意」と入力する。

消防局へ確認申請書（正（認定申請書（正）第一面の写しを添付））及び防火対象物工事計画届（認定申請書（正）第一面の写しを添付）を送付し、消防長の同意を求める。

翌朝出力される、確認申請管理簿の確認済証交付欄に斜線を入れる。

5 決裁（建築審査担当・設備審査担当・構造審査担当）

耐震改修の計画について、耐震関係規定以外の既存不適格の程度が増大しないことを確認し、決裁後、認定申請書（正）の同意欄に、同意番号、建築主事名を記入、建築主事公印を押印する。

6 事務処理(審査総括担当)

ＯＣＲ票の記載変更等欄に「同意日」と日付(日付印押印)を記入する。

認定申請書（正）同意欄に日付印を押印する。確認申請書(正)、ＯＣＲ票、建築計画概要書、建築工事届を建築審査担当へ。

耐震化支援課建築物耐震担当に電話連絡し、認定申請書(正)と確認申請書(副)を、耐震化支援課担当者に返却する。この時、認定後に確認申請書(副)の確認年月日欄に認定日の記入を依頼する。

確認済証は発行しない。

7 認定・通知（耐震化支援課）

認定通知書の写しを建築主事(建築審査担当)に送付し、認定した旨を通知する。これをもって、確認済証の交付があったものとみなす。

8 供覧(建築審査担当)

認定通知書の写しの送付を受けた後、確認申請書(正)に認定通知書の写しを綴り、ＯＣＲ票・建築計画概要書・建築工事届とともに建築審査課長まで供覧に付す。

9 事務処理(審査総括担当)

供覧後、ＯＣＲ票の確認済証交付年月日欄、確認申請書(正)の確認年月日欄、及び、建築工事届の確認済証交付年月日欄に認定日を日付印で押印し、システム入力する。

建築計画概要書をファイルし、建築工事届を愛知県へ送付する。確認申請書(正)・ＯＣＲ票を建築審査担当者に渡す。

10 受付(審査総括担当)

通常の完了検査申請と同様の処理を行う。完了検査手数料は徴収する。

11 事務処理(審査総括担当)

検査に合格した場合は、検査済証を交付する。

＊検査済証の「4．検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要の【2．申請主要棟の工事種別】」の欄は「増築（耐震認定によるもの)」と記載して発行する。

１　建築物エネルギー消費性能の向上等に係る軽微な変更説明書

建築物エネルギー消費性能適合性判定等の（省エネ適合性判定等）後に建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更を行った場合に完了検査申請書に添付して提出する。(性能評価書等で省エネ適合性判定を省略する場合を含む。)

２　省エネ基準工事監理報告書

完了検査申請書に添付して提出する。(仕様基準、性能評価書等で省エネ適合性判定を省略する場合も含む。)

３　軽微変更該当証明書等

省エネ適合性判定等の後に軽微な変更のうち、再計算が必要なものについては、申請者はあらかじめ所管行政庁等に証明を求め、完了検査申請時に、軽微な変更説明書に添付して提出する。